

**令和 3 年度
個別避難計画作成モデル事業
モデル団体の最終報告**

**都道府県事業
様式 2 - 2 （最終報告の概要）**

内閣府（防災担当）



これまでの取組

- 平成18年10月に県の「災害時要援護者支援ガイドライン」を策定。
- 東日本大震災では、津波の影響が非常に大きかったことで、これまでの対策に足りない部分が明らかとなり、改めて「自助」「共助」の大切さを認識。
- 平成25年6月に災害対策基本法が改正され、8月に国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が公表。同年12月に、東日本大震災の教訓と、国の指針等を踏まえ、市町村の取組を促進するため、県の考え方をガイドラインという形で策定し、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」を公表。
- 本ガイドラインでは、市町村における避難行動要支援者名簿の作成や、避難行動要支援者個々の状況に応じた個別の避難計画（個別計画）の策定、福祉避難所の設置について、県の基本的な考え方を示し、これらの整備を市町村に求めている。

個別避難計画作成の取組への姿勢

- 個別避難計画の作成は、避難行動要支援者の避難の実効性を高めるため大変重要な取組であり、災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、平時からの対策が鍵となる。
- 防災部局と福祉部局が連携し、避難行動要支援者への避難支援の必要性を理解し、今後の取組を進めていく必要がある。

市町村担当者研修会の開催

○本県では、来年度以降、個別避難計画作成に着手する市町村が多いことから、まず初めに市町村担当職員を対象とした研修会を開催し、福祉部局・防災部局の連携や福祉専門職の参画の重要性など、計画作成に当たっての基本的な部分を学んでいただき、意識啓発を図ることを目指した。

○新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、研修会はオンライン開催とし、当日出席できなかった市町村にも広く発信するため、後日、YouTubeによる期間限定の配信を行った。

研修会の概要

（１）日時

令和４年２月２４日（木）１０：００～１１：３０ ※オンライン開催（Webex）

（２）対象者

市町村防災部署及び福祉部署の担当職員

（３）内容

①内閣府から説明

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付参事官補佐 藤田 亮氏
「避難行動要支援者の避難行動支援」

②講演

跡見学園女子大学観光コミュニティ学部教授
内閣府個別避難計画作成モデル事業アドバイザーボード座長 鍵屋 一氏
「避難行動要支援者の避難支援、個別避難計画作成のポイント」について

個別避難計画の作成状況

全部策定済・・・2 (5.7%) 一部策定・・・1 1 (31.4%) 未策定・・・2 2 (62.9%)
(令和4年1月1日時点)

○個別避難計画作成の取組がなかなか進まない要因として、次のような声が出ている。

- ・職員等のマンパワー不足。
- ・災害対応やコロナ関連業務などもあり手がまわらない。
- ・庁内連携の体制づくりに時間を要している。（関係課間での協議が進まない）
- ・避難支援等実施者をどのように確保するか。

令和4年度以降の方向性

○個別避難計画の作成が進んでいる自治体などから取組状況を発表してもらうなど、計画作成のノウハウを習得したり、取組を進める上での課題等を市町村間で共有できるような研修会等の開催を検討している。

○全国の事例を市町村へ情報提供し、計画作成の取組を支援していく。

基本的な考え方

○国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に例示されているステップ図を参考にしつつ、地域の実情に合わせて進めていく。

(例)

- ①庁内外の体制づくり
- ②優先度の整理、対象地区・対象者等の選定
- ③福祉、医療関係者等に個別避難計画制度の趣旨等を説明
- ④避難支援者等に趣旨等の説明
- ⑤市町村による計画作成又は本人・地域による計画作成
- ⑤避難の実行性を確保する取組（計画の共有、更新、訓練等）

まず「庁内外の体制づくり」から

○まずは、自治体における関係部署（防災、保健、福祉等）で連携し、ケアマネージャー等の福祉専門職、民生委員、町内会・自治会、自主防災組織、社会福祉協議会等の避難支援等関係者との連携の取組を進めていく必要がある。

1 茨城県の現状（県調査の結果）

- (1) 洪水ハザード内の避難行動要支援者数 **37,736人**
 (2) 避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成率（県全体） **19.0%**
 (3) 市町村における個別避難計画の策定状況（令和3年4月1日現在）

全部作成済	一部作成済	未作成	計
2市町村(4.5%)	33市町村(75.0%)	9市町(20.5%)	44市町村

※避難行動要支援者名簿は全市町村で作成済み

2 過去の災害の状況（洪水ハザード内での被害が顕著）

- (1) 平成27年9月関東・東北豪雨による被害状況（令和元年12月9日現在）
 【人的被害】
 直接死：3名 災害関連死：13名 負傷者：56名
 ※約4,200名が逃げ遅れにより救助される。
- (2) 令和元年東日本台風による被害状況（令和2年4月1日現在）
 【人的被害】
 直接死：2名 行方不明：1名 負傷者：20名
 ※約330名が逃げ遅れにより救助される。

3 取組の成果・結果（個別避難計画の作成方針等）

○庁内、庁外の連携：福祉部局と防災部局間で担当者会議を開催し、作成方針等を協議

県の作成方針：ハザード内の避難行動要支援者を優先的に、5年以内に計画作成を進める
 →市町村担当者説明会にて説明

○県内モデル事業等の情報共有による県全体の取組推進、自治体間のネットワークづくり

1 取組のポイント

個別避難計画作成モデル事業報告会の実施

- ・モデル団体の取組発表、意見交換
- ・自治体間のネットワークづくり（課題の共有、情報交換）
- ・「茨城県避難行動要支援者対策推進のための指針」の改正ポイントを説明

2 重点的な取組み

（１）計画未作成自治体への個別支援

- ・個別訪問による現状の把握、助言、情報提供（策定、未策定含め 19 市町村）
- ・個別避難計画作成に係る市町村担当部課長会議の実施
県内の先進事例の紹介、計画未作成自治体間による意見交換

（２）庁内・庁外との連携

庁内：防災部局と福祉部局間の担当者会議を実施
県の作成方針を協議

→ **「ハザード内の避難行動要支援者を優先的に、5 年以内に計画作成を進める」**

庁外：福祉専門職関係団体への協力依頼
介護支援専門員、障害者相談支援専門員の研修での動画配信

1 課題（令和3年度末時点）

- (1) 避難支援者の確保
- (2) 実効性を確保する取組の実施（名簿や計画情報の事前の提供等）



2 今後の対応・方向性（R4）

- | | | |
|-----|----|--|
| (1) | 課題 | 避難支援者の確保 |
| | 対応 | 防災士や自主防災組織への働きかけ、人材育成
※防災部局と連携 |
| (2) | 課題 | 実効性を確保する取組の実施（名簿や計画情報の事前の提供等） |
| | 対応 | ・市町村への平常時の名簿情報の提供に同意を得ること要しない
条例整備の働きかけ
・避難行動要支援者を伴う避難訓練の実施検討の働きかけ
※防災部局と連携 |

1 取組の方針

- (1) 全市町村において個別避難計画作成
ハザード内に居住する等、優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画をおおむね5年で作成
- (2) 避難支援等実施者がいない避難行動要支援者を避難させるための支援体制を構築
令和4年の台風シーズンまでに全市町村で構築を目指す。※防災部局と連携。

2 作成の手順

- (1) 全市町村において個別避難計画作成
 - ①庁内・庁外の連携体制の整備
 - ②優先度付け（ハザード内に居住する避難行動要支援者 等）
 - ③作成の担い手を検討（行政、地域、本人）
 - ④地域支援者の確保・調整
 - ⑤個別避難計画の提供
 - ⑥計画に基づく避難訓練の実施→実効性のある計画に更新
- (2) 令和4年の台風シーズンまでに避難行動要支援者を避難させるための支援体制を構築
※防災部局と連携。
 - ①市町村職員及び関係団体による支援（業務や人員の洗い出し等）
 - ②地域住民を中心とした支援（対象者の絞り込み、支援内容やタイミングの調整）

取組推進のためには福祉部局と防災部局の連携と優良事例の蓄積が不可欠

・ 令和元年 10 月に発生した台風第 19 号による被災を受けて

- 「群馬・気象災害非常事態宣言」及び「ぐんま 5 つのゼロ宣言」（自然災害による死者ゼロ等）を公表（R 1. 12）
- 新・群馬県総合計画において、「災害レジエンス NO.1 の実現」を掲載（R 3. 1）

・ 大規模な気象災害時における、県、市町村及び関係機関の連携した対応に向けて

- 群馬県災害時の避難対策に係る検討会議を設置（R 2. 12）
- 県だけでなく、市町村、関係機関、外部有識者を交えて避難対策について検討
- 気象災害における避難のあるべき姿として「本県の災害時における避難の基本的考え方」をとりまとめた「群馬県避難ビジョン」を策定（R 3. 3）
- 避難ビジョン策定を機に、個別避難計画作成について、防災・福祉部局の連携の必要性を再確認

・ 個別避難計画作成に係る具体的な取組を始めるに当たって

- 内閣府モデル事業の募集に対して、県内複数市町村が応募
- 県としても、モデル市町村の取組を他市町村に横展開するため応募

・ 庁内関係所属との連携構築

- 取り組むに当たり、福祉部局の取りまとめ課、高齢福祉担当課、障害福祉担当課、難病担当課が、その都度、何を担うか確認した。
- 防災部局との連携については、福祉部局の取りまとめ課が中心となって進めた。
- 特別支援学校を福祉避難所に指定する市町村を後押しするため、県教育委員会関係課と防災部局、福祉部局の打合せを実施した。

・ 市町村や福祉専門職に対するセミナーを実施

- 市町村や社協、ケアマネ、相談支援専門員を対象に個別避難計画作成セミナーを実施した。（R3.9.28）
- 市町村長を対象とした群馬県避難ビジョン推進トップセミナーを実施した。（R3.11.16）

・ 地域共生社会づくりと関連した取組の推進

- 市町村が個別避難計画の作成を進めるに当たっては、地域共生社会づくりにおける取組と関連付けるよう、地域共生社会づくりについて、説明会や個別訪問時に説明した。

・ 個別避難計画作成プロセス

- 一様な課題ではなく、市町村毎に様々な課題（防災・福祉部間の連携が図られていない、避難行動要支援者とのマッチングが進まない等）を有している。

・ 福祉避難所への直接避難の検討

- 計画作成に当たり特別支援学校在校生等の学校への直接避難について、あらかじめ避難所レイアウトを想定しておくことなど、在校生等の居住市町村（複数）と学校との間で、運営に係る調整ができていない。
- 社会福祉施設等が福祉避難所に指定される際、対応人員の確保や費用負担等、市町村と社会福祉施設間で調整が必要な共通事項についての整理ができていない。

・ 今後の対応の方向性

- 県・市町村・関係機関等で構成する群馬避難総合対策チーム内に設置した個別避難計画チームにおいて、個別避難計画作成に当たっての具体的な課題に対する対応方策の検討を進める。

・ 現状の作成プロセス例

→ 市町村と社会福祉協議会、自治会等の地域の関係機関が、地域課題の共有のために作成している「住民支え合いマップ」を個別避難計画作成に位置付ける取組

・ 複数の作成プロセスの例示

→ 群馬県避難ビジョンに基づく取組を進めるための専門チーム（個別避難計画チーム）に参画している 9 市町村において、それぞれのロードマップを作成し、来年度以降取り組む予定である。

→ 市町村の規模感や活用できる社会資源の違いにより、複数の作成プロセスが考えられるため、上記の 9 市町村の取組を集約し、他の市町村にもフィードバックする。

○ 東京都は、令和 3 年度の災害対策基本法改正前から、区市町村の個別避難計画作成について、研修等による技術的支援と補助金による財政支援を実施してきた。

・ **技術的支援**

区市町村の防災部局・福祉保健部局の担当者を対象に災害時要配慮者対策研修会を実施し、個別（避難）計画作成の進んでいる自治体の取組を紹介。

・ **財政的支援**

区市町村の個別計画作成経費について、半額を補助。※令和 2 年度まで

・東京都のモデル事業取組内容

都内モデル自治体である江戸川区の取組内容を区市町村の防災部局・福祉保健部局の担当者を対象とした研修会で紹介した。

・取組のポイント

今年度、都内区市町村からも問合せが多かった、ケアマネージャー（福祉専門職への計画作成委託）や福祉避難所への直接避難について、取組を進めている江戸川区の事例を紹介した。江戸川区の取組は全国のモデル自治体の中でも作成数が多いため、作成対象者数の多い都内自治体にとって参考になる点が多かったと考えている。

なお、区市町村から優先度や避難支援等実施に関する問合せが多いことを踏まえ、内閣府資料『「優先度」「避難支援等実施者」「地域連携」に関する取組事例と留意点』や、個別避難計画作成モデル事業ポータルサイトに全国のモデル自治体の取組が紹介されていることについて、研修会の中でも改めて周知した。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、研修会をオンライン開催としたことにより、島しょ地域の自治体からの参加や、1自治体から5名以上の方に参加いただくなど、より多くの方に参加いただくことができた。

○令和3年度末時点における課題

都内区市町村では、今回の法改正を踏まえ、今後作成すべき計画の数が非常に多い状況であり、情報システムの導入や本人・地域による計画作成など効率化の取組が必要である。

多くの区市町村において、避難支援等実施者の確保が課題となっている。

計画作成後の訓練等を通じた検証や、計画の更新といった計画の実効性を高める取組を十分に進められていない自治体が多い。

○今後の対応の方向性

情報システムの導入や本人・地域による計画作成、作成した計画を活用した訓練や、計画の更新といった効果的・効率的な計画作成の取組について、引続き区市町村担当者向け研修会で紹介する。

また令和4年度からは、区市町村のこうした効果的・効率的な取組に対する財政支援を実施する。※令和4年3月15日時点では予算案審議中

避難行動要支援者が各自治体で数千～数万人いることを踏まえ、避難支援等実施者をどう確保していくかは今後も課題であり、情報の収集・提供を行っていく。

○モデル自治体以外の自治体について、計画作成のプロセスを把握していないが、内閣府の『避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針』で示されているプロセスで取組を進めている自治体が多いと考えられる。

○作成対象者数が多い都内自治体の特徴を踏まえると、以下の取組が重要と考えている。

- ・ 情報システムの導入や業務の外部委託等による計画作成の効率化
- ・ 区市町村主体の計画作成と並行した、本人・地域による計画作成

○また、個別避難計画の実効性を高めるために以下のような取組も重要と考えており、区市町村で実施した場合の経費補助も行っている。

- ・ 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修会の実施
- ・ 自治会、民生委員等の避難支援等関係者等との連携会議の開催
- ・ 作成した個別避難計画を利用した避難訓練の実施
- ・ 個別避難計画の定期的な更新

■経緯

- 2004年（平成16年）7.13水害では、死者15人中、13人が高齢者。2階に上がることも出来ず犠牲となる高齢者も。
- 三条市（死者9人）では、災害時要援護者支援の取組を強化

■決意・取組

- 真に支援が必要な方を地域の力を結集して守る。
 - ① 真に支援が必要とする者の把握
→ 災害リスクと本人の状況を正しく評価
 - ② 地域の力の結集
→ 自主防災組織、民生委員、介護事業者、消防団など



■庁内関係課の連携体制構築

○ モデル事業に取り組むに当たり、各課の連携体制を構築

- ・ 防災企画課（取りまとめ）
- ・ 福祉保健総務課（福祉避難所）
- ・ 障害福祉課（障害者）
- ・ 高齢福祉保健課（高齢者）
- ・ 健康づくり支援課（難病）

※ 担当レベルでは垣根は低いが、上司の説得に苦心

■関係団体との連携

○ モデル事業に取り組むに当たり、次の団体との連携を確認

- ・ 新潟県会介護支援専門員協会
- ・ 新潟県相談支援専門員協会
- ・ 新潟県老人福祉協議会
- ・ 介護老人保健施設協会
- ・ 新潟県社会福祉協議会
- ・ 新潟県民生児童委員協議会
- ・ 新潟県社会福祉士会

■全国のモデル団体との連携

○ 次の団体を「推進会議」に出席していただき、事例発表及び意見交換

- ① 京都府福知山市
「庁内外の推進体制の整備」
- ② 茨城県常総市
「優先度付けの取組」

■県内優良（特筆）事例を共有

- 三条市「個別避難計画全部作成」
- 糸魚川市「個別避難計画全部作成」
- 上越市「福祉避難所への直接避難」

■有識者との連携

- モデル事業アドバイザーボード委員の新潟大学危機管理室田村圭子教授に指導を依頼

■課題

- 介護福祉事業者が慢性的な人手不足の中、個別避難計画作成の余力がない。
- 避難支援の担い手（実行部隊）の確保が困難
- 避難の足（交通手段）の確保
- 福祉避難所（福祉施設）の確保が進んでいない
- 個別避難計画の作成・管理がシステム化されていない。

■今後の対応方針

- ① 避難支援の担い手として多様な主体と連携
➡自主防災組織、消防団のみならず、企業・学校等との連携
- ② 避難先としての福祉避難所の確保
➡安心して避難できる先を確保することにより個別避難計画作成を推進

1. 庁内連携体制の構築

- 一つの部署で全てを調整・実施することは困難

2. 有識者（メンター）を探す

- 大学教授など高い視点から助言いただける人の存在が重要

3. 常時に情報交換を行うパートナー自治体を探す

- お互いに刺激し合いよりよい計画作成を目指す。

4. 地域の防災、介護福祉関係者との連携

- 防災のみでは、身体の状態に応じた計画作成が困難
- 介護福祉関係者のみでは、発災時の避難支援の実行（実力）が困難

5. 相互に研修の実施

- 相互にお互いの知識を習得すると更に連携が進むのではないか。
 - 防災関係者 ➡ 介護・福祉の基礎知識を習得
 - 福祉関係者 ➡ 防災の基礎知識を習得

6. 避難先（福祉避難所）の確保

- 避難先（ゴール）を確保すると計画作成をイメージしやすく加速するのではないか。

個別避難計画作成数が「毎年横ばい」

「新たな手法が必要」

(これまで、民生委員、自治会長等が個別避難計画作成の主な担い手)



(兵庫県の取組参考)

「福祉専門職と連携した個別避難計画作成」

(個々の要支援者の特性等を把握しているケアマネ等の福祉専門職と連携)

【令和2年度】

- ・「福祉専門職と連携した個別避難計画作成」モデル事業実施

【令和3年度】

- ・県モデル事業実施「福祉専門職と連携した個別避難計画作成」
- ・国モデル事業実施「個別避難計画の作成優先度等の検討」

【令和4年度(予定)】 ※優先度の高い方のおおむね5年程度(R7)の計画作成完了を目指す。

- ・「個別避難計画作成研修会」の実施
- ・「福祉専門職と連携した個別避難計画作成」モデル事業
- ・「補助メニューの新設」

【課題の把握】

優先度の高い方に対し福祉専門職と連携して個別避難計画を作成するにあたっての課題を把握するため意見交換会を実施

**【課題と対応】**

○ 優先度の高い方への福祉専門職と連携した具体的な進め方が分からない。

→国モデル事業・県モデル事業の取組成果の県内市町への展開（R3～）

（国モデル事業）「個別避難計画の作成優先度等の検討」

（県モデル事業）「福祉専門職と連携した個別避難計画作成」モデル事業

→個別避難計画作成研修会の実施（R4～）

○ 取組を進めるにあたっての相談先が必要

→県モデル事業をとおして、県社会福祉協議会(委託先)にノウハウを蓄積することにより、市町からの相談等に対応できる体制を整備（R3～）

○ 取組を進めるにあたっての財政支援が必要

→補助メニューの新設（R4～）

スライド 2 に統合しました。

< 令和 4 年度の予定 >

時 期	内 容
5 ～ 6 月	市町職員向けの個別避難計画作成研修会 ※福祉専門職向け研修会は、兵庫県社会福祉士会実施のオンライン研修を活用予定
7 ～ 8 月	市町の進捗把握のためのアンケート実施（県独自調査）
9 月	市町意見交換会
10 ～ 11 月	県モデル事業「調整会議（ケース会議）」の市町職員の視察 ※令和 4 年度 10 事例実施予定
1 ～ 2 月	市町の進捗把握のためのアンケート実施（消防庁・内閣府調査）
2 ～ 3 月	事例報告会等

取組の経緯

滋賀県は、これまでの災害における被害が高齢者や障害者等に集中していることに課題認識を持ち、令和2年度に「防災と保健・福祉の連携モデル構築のための意見交換会」を設置。防災と保健・福祉が連結した個別避難計画作成の推進に向けて、標準的な取組スキームである「滋賀モデル」を構築し、令和3年度に県内モデル地域において「滋賀モデル」の検証を行うこととした。

決意

都道府県の関わり方として「個別避難計画は市町村に任せておけばいい。法律にそう書いてある。」との認識は間違っている。広域自治体として、大まかな方向性の検討や、県域の関係団体等との総合調整、人材育成などに取り組むべき。市町村にとってたいへんな取組であるのだから大きな後押しが必要。

以下、県内関係者の印象的な言葉（意気込み・姿勢・熱意）

- ・市職員：防災はソフト対策とハード対策からなる。個別避難計画はさらに「ハートの対策」。「こんなこと本当にできるの？もっと効率的な方法あるのでは？」と言われることもあるが信念をもってやり抜く。同志を増やす。
- ・当事者：計画作成を通じて自分の存在を地域に知ってもらえた。新たな繋がりが予感できた。
- ・当事者家族：障害児者の家族は心の中にある社会・近隣地域への壁をぶち破れ。社会・地域と繋がるのが大切。

【ポイント】

- ・滋賀県における全体方針の検討や情報共有のため、会議体・プラットフォームを設置。
- ・個別避難計画作成の標準的なスキームである「滋賀モデル」を県内モデル地域（大津市・高島市）で実証。（医療的ケア児者の個別避難計画作成についてはこれまでから実施している保健所が関わる取組を継続。）

これまでの取組

方針検討（滋賀モデルの構築・検証とアップデート）

○防災と保健・福祉の連携モデル検討のための意見交換会（11/5、3/16）

目 的：滋賀モデルの検証・アップデート、モデル地域の進捗状況の共有、取組の課題・対策共有

参加者：学識者、社協、福祉専門職・事業者団体、保健所・市町・滋賀県（防災・保健・福祉部局）等

○滋賀モデル関係者間ミーティング（4/14、5/14、6/4、6/25、10/1、10/29、2/2、3/1）

参加者：同志社大学 立木教授・辻岡助教、県内モデル地域・県関係課の担当者、県社協、福祉専門職団体

関係機関とのネットワーク構築

○既存のネットワークを活用し、個別避難計画に関する情報共有プラットフォームを構築

滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議（当事者団体、福祉・保健・医療団体、行政機関など）での情報交換

○庁内関係課を通じて関係機関と連絡・調整・連携

庁内関係課が連結した上で、関係機関（ケアマネ協、相談支援協、訪問看護ST、社協、民児協など）へ協力要請・取組での連携を実施

人材育成

○保健・福祉専門職を対象とした防災力向上研修（2021/6/8、2021/6/9）

目的：ケアマネージャーや相談支援専門員等を対象として、防災知識の習得、当事者力アセスメント・地域調整会議などの演習

取組の必要条件

関係者が自らの領域（所管業務、普段のネットワーク等）を**越境**して、互いに**連結**した取組を行うこと。

↑この必要条件が未達成だと、取組がなかなか前に進まないことがこの1年間で明らかになった。

主な課題と今後の方向性

①県内市町へ取組（滋賀モデル）の横展開

令和3年度に県内モデル地域で検証した「滋賀モデル」の取組を横展開する必要がある。

⇒意見交換会等で県内外の事例を共有し、それらの課題・対策を踏まえ、「滋賀モデル」について、継続的な更新を行う。

②計画作成の優先度付け

令和3年度に「滋賀モデル」を検証する中で、モデル地域により優先度付けの事例が生まれたが、モデル地域において、引き続いてより効果的・効率的な手法を検討されている。検討状況や新たな手法について県内市町に共有していく必要がある。

⇒意見交換会や情報共有プラットフォームを通じて先進事例を共有していく。

③福祉専門職の参画に向けた人材育成

県域の福祉事業者団体や職能団体の協力は得られているが、個人単位や事業所単位まで全県で理解が得られているとは言い難い。引き続き、キーパーソンである福祉専門職の理解促進を図る。

⇒福祉専門職の知識・ノウハウ習得を支援（恒常的な研修開催、大学と連携したe-learning学習）

④福祉避難所など避難先の確保

個別避難計画作成にあたり、並行して避難先の確保を行う必要がある。特に福祉避難所については、制度見直しがあり、県内市町でも福祉避難所への直接避難に関する検討が行われている。その中で、運営人員、資機材、費用負担がボトルネックとなっており、災害救助法が適用されない規模の災害や、おそれ段階での避難について費用負担の考え方が整理されていない。

⇒意見交換会や情報共有プラットフォームを通じて、県内外の先進事例を共有していく。

滋賀モデルの目的

防災と保健・福祉の取組を切れ目なく連結させることにより、市町における個別避難計画作成を推進し、県内での災害発生時における避難行動要支援者の避難対策の促進を図る。年齢・性別を問わず、多様な主体が参画し個別避難計画作成を行うことにより、計画作成に携わるすべての住民の災害時の避難への関心を高め、滋賀県の地域特性に応じた誰ひとり取り残さない防災の実現を目指すことを目的とする。

滋賀モデルの取組概要

滋賀モデルとは、避難行動要支援者のうち、計画作成の優先度を判断し、福祉専門職等による計画策定を推進する「**ハイリスク層**」、本人や家族、地域等で計画策定を推進する「**ミドルリスク層**」「**ローリスク層**」に区分し、それぞれの層の方々に対して地域の実情や特性に応じた個別避難計画作成の取り組みを進めるモデル。**特に、災害時に被害者になる可能性が高い「ハイリスク層」の個別避難計画作成の標準的な手順を中心に示すモデルである。**

市町毎に**滋賀モデル推進協議会(仮称)**を設置し取組を推進

(当該市町(防災担当・保健・福祉担当)、社協、民生委員、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所等個別避難計画作成に関わる団体等の調整の場を設置)

高齢福祉分野・障害福祉分野・医療的ケア分野の3パターンからのアプローチにて実施

①市町職員(防災・保健・福祉担当)を対象とする研修会【県主催】

モデル事業を円滑に実施するための必要な知識等を習得

②市町域における滋賀モデル推進協議会(仮称)の設置・開催【市町】

取組地区・計画作成対象者のリスク区分の検討、取組方針等の調整検討

③保健・福祉専門職を対象とする防災力向上研修【市町(県)主催】

講義(災害リスクや防災の仕組みについての講義、実践事例講義等)
演習(個別避難計画作成実践、地域調整会議の模擬体験等)

④インクルージョン・マネージャー養成研修【県主催】

境界連結者(インクルージョン・マネージャー)の育成

⑤当事者・地域住民を対象とする個別避難計画理解研修【市町】

計画作成対象者や地域住民(自主防災組織等)を対象とする研修

⑥当事者力・地域力アセスメントの実施【保健・福祉専門職、当事者、自治会など】

個別避難計画作成支援キット等を活用し、当事者力アセスメント・地域力アセスメントの実施

⑦個別避難計画の作成【保健・福祉専門職、当事者、自治会など】

当事者、自主防災組織、関係機関、行政機関等による地域調整会議(ケース会議)の開催
エコマップの作成等をもとに、「マイ・タイムライン」と「地域タイムライン」を入れ込んだ個別避難計画を作成

⑧個別避難計画検証のための防災訓練【市町、保健・福祉専門職、当事者、自治会など】

作成した計画の実効性の確認。訓練終了後、計画の評価・検討・見直しを行う

○滋賀モデル検討のための意見交換会の設置・開催【県主催】

○滋賀県防災と保健・福祉の連携促進プラットフォーム【県主催】

事前準備

インストール

計画作成
検証

体制推進



京都府におけるこれまでの取組について

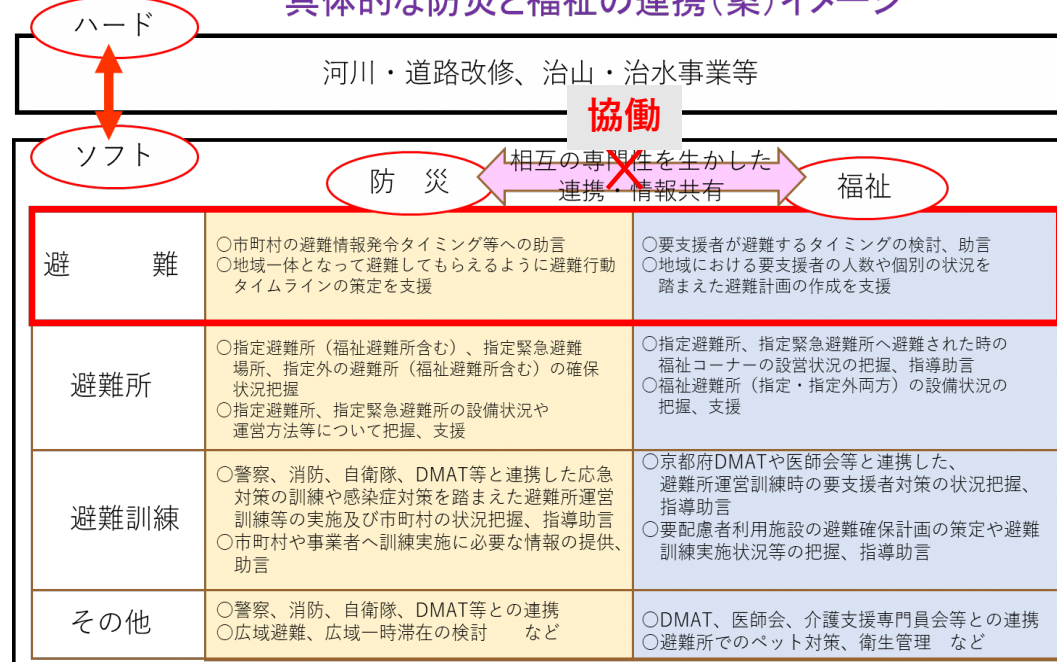
○平成26年 3月

「災害時要配慮者支援指針」を福祉部局で作成
→市町村の取組を支援するため、府の基本的な考
え方や具体的な取組方法・事例等をまとめたもの
であり、個別避難計画の作成についても記載。

○令和 3 年 3 月

災害対策基本法の改正案に伴い、危機管理総務課、
災害対策課、健康福祉総務課、地域福祉推進課で
打ち合わせを実施
→それぞれの取り組んでいる事業について、勉強、
整理し、各事業に取り組むとともに、共通認識を
持って協働で進めて行くこととした。

具体的な防災と福祉の連携(案)イメージ



(参考) 令和 3 年 3 月の内部協議資料抜粋

まずは府内市町村の状況を把握するため、個別ヒアリングを実施

管内市町村の状況を把握、共有するため、災害対策課と地域福祉推進課が協働で市町村との個別ヒア
リングを実施

→防災部局と福祉部局による庁内体制の有無により、進捗状況が大きく異なっていることが分かった。

【管内市町村の取組例】

- A 町：保健・福祉・医療関係者との会議体を設置しており、すでにケアマネが個別避難計画を作成
B 市：優先度の高い避難行動要支援者の絞り込みを実施
C 町：ヒアリングをきっかけに防災・福祉部局による打合せ等を実施

◎防災と福祉の協働による平時・災害時に活かせる取組とすることを見据えた計画作成支援**POINT 1 庁内における防災部局と福祉部局の協働**

市町村における個別避難計画作成促進のため、まずは京都府における防災・福祉部局の協働が必要不可欠であることから、法改正前から打合せを実施し、「関係通知は連名で発出」、「両部局同席でのヒアリングの実施」など、出来ることからはじめ、京都府としても協働で取り組む姿勢を示すこととした。

POINT 2 市町村との個別ヒアリングによる状況把握と、ヒアリングを踏まえた支援

防災・福祉部局に出席を依頼し、府と市町村の一対一でのヒアリングを実施することで、現状や課題に加え、担当の困りごとなど、実態に即した情報を把握した。

府・市町村双方の防災・福祉部局が同席することで、市町村の協働体制づくりのきっかけとなった。

令和3年度の取組 「防災と福祉の協働」を重点的に支援**市町村向けの説明・研修等**

- ・災害救助法担当者説明会（毎年実施）（6月28日）
- ・消防防災科学センターと共催の「市町村防災力強化専門研修」（10月1日）

→例年実施している事業を活用し市町村に対し、要配慮者支援や個別避難計画作成の意義等を周知

- ・市町村、府関係課、関係団体との情報共有会議（11月26日）
- ・市町村担当者研修（3月14日）

→先進自治体、同志社大学立木教授をお招きして、課題やノウハウを共有**福祉関係団体への依頼**

- ・京都府災害時要配慮者避難支援センター連絡共有会議における周知と依頼（7月29日）

先進自治体との意見交換等

- ・モデル団体である福知山市と意見交換（7月16日）
- ・滋賀県、高島市、福知山市と意見交換（10月13日）
- ・岡山市千種学区要支援者避難訓練を福知山市とともに視察（11月27日）

課題**◎庁内における連携体制強化**

難病患者の情報提供のための保健所の状況把握など各分野（高齢、障害、消防所管部局）等

◎福祉関係団体や府民等への周知

令和3年度は市町村における体制構築等を重点に取組を行ってきたため、計画作成促進のための福祉専門職や府民へ周知

◎市町村における計画作成に繋がる取組

体制構築を踏まえて、令和4年度から計画作成に繋げる仕掛けが必要

今後の対応の方向性

- ・ 個別相談の依頼があった市町村と今後の取組の進め方について打ち合わせを実施し、実際の作成に参画することで、課題やノウハウの積み上げを行う。
- ・ 「作成数が多くて対応しきれない」と感じる市町村の抵抗感を減らすため、先進市町村の取組や上記の取組を踏まえて、事例による参考手順等を示す。
- ・ 5年以内に優先度の高い方の個別避難計画を作り終えるために、今後4年間の取組の案を作成中。

令和4年度については、防災と福祉の連携をもとに、実際の計画作成方針・手法の決定について重点的に支援を行っていきたい。

今後の対応の方向性（案）

平時・災害時に活かせる取組を支援

R3

市町村における体制構築を支援

- ◎法改正と意義の周知
- ◎先進地事例の共有
- ◎推進体制の構築支援

取組内容

- ・情報共有会の開催（11/26）
- ・市町村個別ヒアリング
- ・市町村担当者向け研修（3/14）

R4

体制構築から計画作成へ

- ◎ノウハウや課題の蓄積と共有
- ◎府民への周知・啓発
- ◎府と市町村の連携強化

取組内容

- ・府内数市町村と共同でモデル的に計画作成に取り組む
- ・共同の作成を通して得たノウハウや課題の共有

R5

府内全域における作成促進支援

- ◎蓄積したノウハウを府内全域へ展開・作成
- ◎地域・本人作成等の地域力を活かした作成の支援

取組内容

- ・優先度を考慮した作成に加え、家族作成等が可能な方の計画作成について、先進事例を共有
- ・全市町村で計画作成を進める

R6

実効性を高める取組支援

- ◎計画更新や訓練の支援
- ◎タイムライン等との連動支援

取組内容

- ・京都府総合防災訓練等を活用した検証と見直し
- ・訓練を踏まえた課題等の共有

R7

計画作成プロセスの見直しを支援

- ◎優先度の高い対象者の計画作成の完了
- ◎平時の見守りとの連動

取組内容

- ・R3からの取組の振り返り
- ・本取組を継続させるための効率的なプロセスについて再検討

市町村の取組

STEP 01

防災と福祉の連携

- ・庁内で防災と福祉が共通認識を持つ。
- ・それぞれの資源（自主防災、民生委員等）を理解する。
- ・個別避難計画策定に向けた体制構築

STEP 02

計画作成

- ・作成方針を決める。
- ・作成手法を決める。（誰をキーパーソンで進めるか、どの地域から始めるか等）
- ・予算等を確保する。
※トップの理解、継続性

STEP 03

計画の活用

- ・実働訓練を実施する。
- ・台帳を更新する。
- ・課題を抽出し、さらに充実した計画を目指す。
- ・持続可能なシステムを考える。
- ・タイムラインとの連動

STEP 04

平時の見守りへ

- ・マイナンバーと連携した台帳の更新
- ・共有者への迅速な伝達
- ・平時の見守りへの活用

まずは庁内の体制を構築し、関係者へ連携体制を広げた後、優先度について協議をすることが必要であるとする。

庁内連携

- 庁内関係部局を横断して連携し、取組を進めるために体制を構築する（理事者の意向確認含む）
- 庁外関係者へのアプローチ及び今後の取組の進め方について協議する

庁外連携

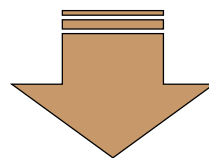
- 福祉専門職、民生委員、自主防災組織等、各関係者へ個別避難計画の意義や事例を説明し、協力を得る
- それぞれの組織の役割やできること・できないことについて協議する

優先度・作成方法
の検討

- 優先度の高い方の絞り込み方法について、庁内・庁外関係者で協議する
- 優先度の高い方の計画作成方法について協議する

実効性の確認

- 計画を作成後、実効性を確認するための訓練の方法について検討する
- 訓練結果を個別避難計画に反映させる



上記プロセスで決めた作成方法に基づき、計画作成を進める

(参考)

11月26日の「個別避難計画作成に係る情報共有会」において府内市町村にお示したステップ図

京都府における個別避難計画作成

平時の見守り活動と連動できるような計画となるよう検討し、平時・災害時に活かせる取組とするために



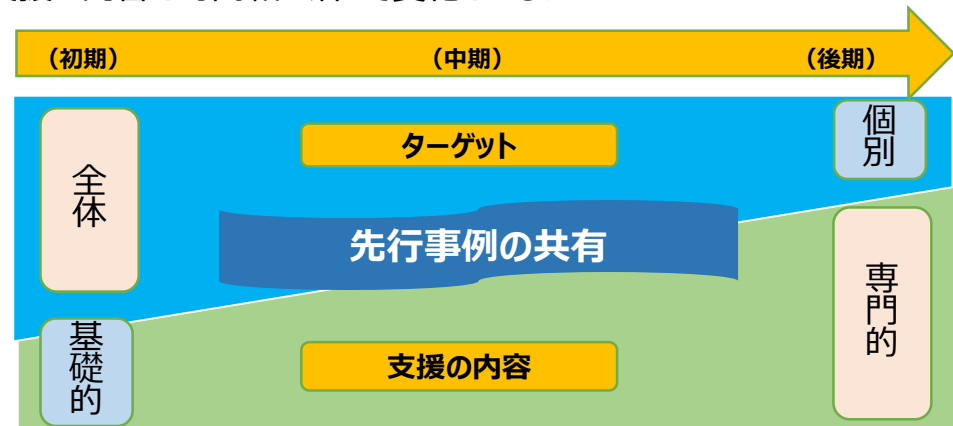
【市町村への個別避難計画作成を支援するにあたっての基本的な考え方】

令和 7 年度までに優先度の高い避難行動要支援者の計画作成を達成するため、戦略的に市町村支援を行う。

・全体から個別支援へ

限られた組織体制の中で取り組みを有効に進めるため、ターゲットや支援の内容を時間軸に沿って変化させる。

- (初期) 全市町村や関係団体等に対して、全体的、横断的に情報発信や研修を行い、基礎的な知識、相互理解を深める取組を実施
- (中期) 計画作成の進捗状況を見極め、情報の共有の方法や研修内容を工夫し、好事例を他の団体に伝える取組を実施
- (後期) 取り組みが進んでいない市町村にターゲットを絞り、個別に支援を実施



・多様な関係者間の連携

まずは危機管理部局と福祉部局・医療部局の連携を最優先
災害対応のハード整備やハザードマップなどを所管する土木部局が地域に入って、避難行動を時間軸に沿って整理するコミュニティタイムラインの取り組みと連携し、個別避難計画への地域での理解を広げる。

・実践力の向上

避難支援の実践力の向上を目的に、自主防災組織と連携し、実技ができる講師を招へい
支援者の自信向上を図り、地域でのリーダーシップを発揮していただけるよう取組む。

・国のモデル事業を呼び水として予算取得

R 3 の国モデル事業の成果を示し、R 4 年度以降の取組方針を丁寧に説明し、市町村の支援のための予算を確保

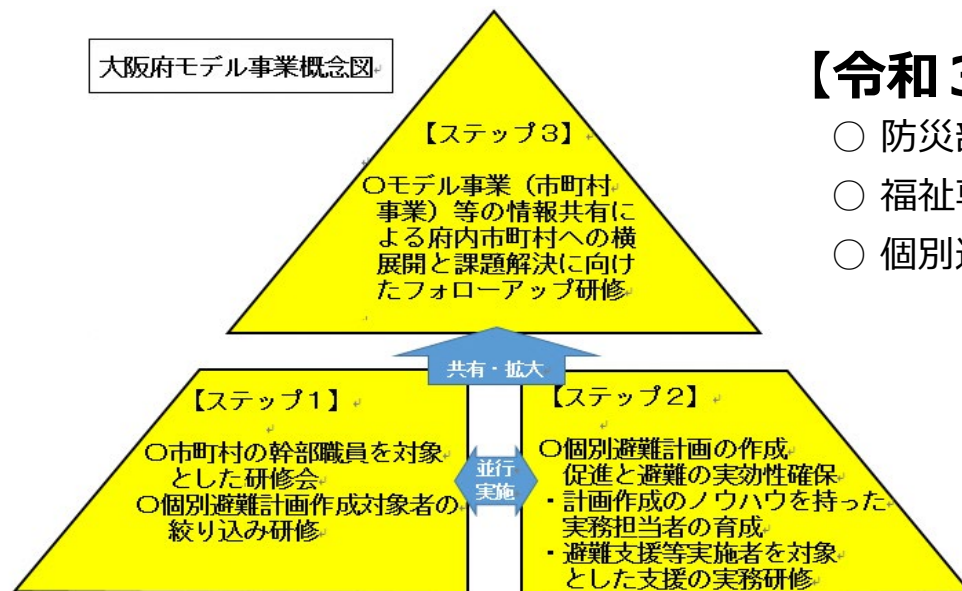
【個別避難計画作成支援に係る本府の意気込み】

- 名簿の絞り込み
- 先進事例の共有
- 個別避難計画作成支援



令和 7 年度までに府内全市町村の計画作成完了！

大阪府モデル事業概念図



【令和3年度における取組のポイント】

- 防災部局と福祉部局における目的の共有と連携
- 福祉専門職など個別避難計画作成に携わる方々を対象に研修実施
- 個別避難計画と親和性のよいコミュニティタイムラインとの連携

【主な取組】

＜市町村のマネジメントを担う部局長への研修＞

個別避難計画の作成促進のためには、首長の強いリーダーシップが必要。首長をサポートする副市町村長や危機管理部局長等のマネジメント力の向上が必須と考え、法改正の概要や取組指針などの制度説明や部局間連携や避難支援等関係者をつなぐ「インクルージョン・マネジャー」の必要性を意識づける研修を実施

＜個別避難計画作成関係者を対象とした研修＞

計画作成のポイントとなる福祉専門職等の関係者と連携を目的に、「民生委員」、「介護福祉士」、「ケアマネジャー」、「医療関係者等」を対象とした計画作成の必要性や地域調整会議への参画について理解を促すための研修をウェブで実施。終了後には、YouTubeによる配信を引き続き行っており、多数の福祉・保健医療関係者等に閲覧してもらうことができています。（令和4年2月28日現在、再生回数1,074）

＜自主防災組織への避難支援訓練＞

避難支援等を実施する方々に地域のハザードや要配慮者に関する理解促進を図るため「自主防災組織リーダー育成研修」を毎年実施。今年度は避難支援の実践力を高めることを目的に、実技指導ができる防災士などを招へい。「おんぶ紐」、「車椅子補助介助棒」、「レスキューキャリーマット」等を使用した救出・搬送の実技訓練を実施

＜コミュニティタイムとの連携＞

土木部局が取組んできた、高齢者や障がい者等を含む地域の避難行動を時間軸に沿って整理する「コミュニティタイムライン」との親和性がよいことから、土木事務所との会議や対象市町への説明会の機会を捉え、「コミュニティタイムライン」との連携について、積極的に働き掛けを行った。このことにより、一部地域では個別避難計画の作成につながった。

【令和 4 年度に向けて】

課題

- 市町村防災部局と福祉部局等との連携不足
- 個別避難計画作成に携わる関係者の技能不足
- コミュニティタイムラインと個別避難計画の同時作成への負担感

対応策

- 研修には必ず防災部局と福祉部局等と一緒に参加できるよう配慮
- コミュニティタイムライン作成が先行している地域を優先させるなどの検討

来年度に向けた取組のポイント

- 福祉関係者に防災分野の研修を行うなど、専門外の分野を対象とした関係者研修を実施
- 福祉や医療の関係者等を対象とした、ワークショップ形式による模擬地域調整会議の開催などによる個別避難計画の作成手法等に関する実践的な研修を実施

【市町村が個別避難計画作成にあたって必要と考えるプロセス】

1 強いリーダーシップによる役所・役場内の連携体制の構築

ハザードの状況を把握する危機管理部局と高齢者や障がい者の心身の状態を把握する福祉部局との連携が不可欠
市町村長に重要性を認識いただき、リーダーシップを発揮してもらう。

2 優先的対象者の絞り込み

自然災害発生時において、一人でも多くの避難行動要支援者の命を守るために、リスクの高い方から優先的に計画を作成

3-1 連携体制の構築

避難行動要支援者の普段の生活状況等を詳細に把握されている福祉事業者の方の参画が欠かせないと考えられる。
民間団体との連携が必要

3-2 避難支援等実施者の確保

助けることができる方よりも助けを必要とする方が多い現状。避難場所や避難経路等が決まったとしても、いざという時に実際に助ける人がいないと個別避難計画を作成することができない。平時から地域の民間事業者と連携しておくことや避難支援等実施者になり得る人材の発掘、養成を並行して実施

3-3 地域調整会議の運営に要する予算の確保

個別避難計画作成にあたっては、福祉・医療専門職等が携わる地域調整会議を開催し、意見を取りまとめることが必要
個別避難計画案の作成を福祉事業者等に依頼する場合、市町村が地方交付税を予算化し、対価を支払う交付要綱等を定めておくことが必要

○個別避難計画作成に向けたこれまでの取組

これまで全国では、災害の度に高齢者等の避難行動要支援者が犠牲になっていた。要支援者の避難支援のために個別避難計画の作成が有効であるとされていたが、計画作成にあたり市町の防災担当と福祉担当の連携がとれていない、地域住民のつながりが昔に比べて希薄化してきていることなどの課題が浮き彫りになってきた。こうした課題を踏まえ、兵庫県では、ひょうご防災減災推進条例(H29.3)を制定し、自主防災組織等に個別避難計画作成に取り組むように促すとともに、適切な自助・共助・公助の推進や、防災と福祉の連携等を通じて、市町等の取組を促進するために災害時要援護者支援指針の改訂(H29.9)を行った。

この条例や指針に沿って、平常時からの市町及び地域における防災・福祉関係者間の連携を深め、高齢者や障害者等の当事者参画のもと、より実効性の高い災害時要援護者支援や個別避難計画の策定等を促進することとし、防災と福祉の連携による個別避難計画作成のモデル事業を実施することとした。

平成30年度は2市町、令和元年度は36市町でモデル事業として実施し、令和2年度から全県事業として実施している。令和3年度はこの防災と福祉の連携の取組として、市町職員対象の研修会や意見交換会、福祉専門職対象防災対応力向上研修、シンポジウムなどを実施した。

○個別避難計画を作成する取組に対する関係者の意気込み等

防災と福祉が連携した個別避難計画作成事業を開始してから、当該事業への関心は非常に高く、市町もモデル事業に36市町が参画するなど熱意が感じられる状況であった。また、コロナ渦において地域活動が停滞する中、避難行動要支援者の避難支援のために、福祉関係者も熱心に研修会等に参画している。担当課としても個別避難計画作成に向けた取組をこれまで以上に推進していく。

○個別避難計画を作成して良かったという声など

防災と福祉が連携した個別避難計画作成事業において様々な声を頂いた。例えば、「実効性のある計画を作成でき、避難訓練を通じて自分たちにも支援が可能であることを実感できた。（自主防災組織）」「地域住民と留意事項を共有し、災害時の支援体制を構築できた。（福祉専門職）」など、取組を前向きに評価する声を聞いている。

○モデル事業の1年間における取組のポイント

今年度のモデル事業を実施するにあたり、これまで取り組んできた防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業に加えて、災害対策基本法改正やそれに伴う避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針の改訂を踏まえ、情報の共有化や優先順位を付けた個別避難計画の作成に向けた取組を進めた。

令和3年9月には第1回市町意見交換会を実施した。県内市町の担当者（地域包括支援センターや社会福祉協議会等、本事業に関係する機関の職員を含む）を対象に、防災と福祉の連携による個別避難計画作成の促進などについて、意見交換を通じて学び、今後の各地域の対策や個別避難計画作成に生かしていただくこととした。会ではブレイクアウトセッションによる意見交換と情報共有を行い、防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業の進捗状況と事業推進課題の抽出をはじめ、個別避難計画作成について様々な意見が出た。

第2回市町意見交換会は11月に開催し、市の事例発表を行うとともに、第1回よりテーマを絞り込み、「避難行動要支援者名簿の精査について」「個別避難計画作成の優先順位の検討について」「庁内連携で難しかったところ」「自主防災組織への働きかけで工夫した点」などについて市町を4ブロックに分割し、各ブロックにファシリテーターを置いて、意見交換を行った。各市町からは、事業の困難な点や苦労していること、現状や課題などについて様々な意見が出るなど、非常に活発な意見交換会となった。

さらに当該モデル事業の締めくくりとして、2月18日に「防災と福祉の連携促進シンポジウム～地域で取り組む高齢者・障害者の避難支援～」を開催した。基調講演では平成30年度の西日本豪雨で担当していた知的障害者親子が亡くなった永田拓倉敷地域基幹相談支援センター施設長をお招きして基調講演を行い、ご自身の経験から防災視点の利用者支援の実際について語っていただいた。後半のパネルディスカッションでは、立木茂雄同志社大学社会学部教授、重永将志内閣府政策統括官(防災担当)付参事官（避難生活担当）にご参加頂き、最新のトピックなどに加え、防災と福祉が連携した個別避難計画作成の今後の展開について、議論頂いた。全国から650名を超える参加者を得て、非常に盛況であった。参加者アンケートの結果も概ね好評であった。

また、年度後半には、市町へのヒアリングを実施し、避難行動要支援者名簿の精査や個別避難計画の作成等について課題の抽出や改善点について意見交換を実施した。（11市町をヒアリング）

○令和3年度末時点での課題

- ・コロナによる自主防災組織等の活動の停滞に伴う個別避難計画作成等が進んでいない。
- ・市町の限られた予算・体制の中で、個別避難計画作成の優先順位を整理し、計画作成を進めることへの負担感がある。一方で、個別避難計画作成事業の財源について、交付税措置がされているものの、予算化していない市町があるなど、市町の体制・取組にばらつきがあるので、個別避難計画作成を推進する取組を促す必要がある。
- ・市町では、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組支援などに基づく、5カ年での個別避難計画作成や優先度を踏まえた個別避難計画作成、体制整備など、法改正や指針改定を踏まえた取組が進んでいない。
- ・法定事項を充たしていない個別避難計画について、法定要件を満たした個別避難計画に転換していく取組を促す必要がある。
- ・特別の条例を定めることで、平時から避難行動要支援者名簿を地域団体等に提供できることとなっているが、当該条例を策定している市町がまだまだ少ない。個別避難計画情報についても同様の条例によって提供できることとなっており、今後条例制定を促進する必要がある。

○今後の対応の方向性（※事業関係等県議会等で審議中のため今後変更の可能性あり）

今年度末に兵庫県災害時における要配慮者支援指針を定め、個別避難計画の優先作成等について考え方（基準例）を示すこととしている。今後は市町ごとの5カ年の計画作成を促進するなど、県全体として個別避難計画を計画的に進めていくこととする。

事業面では防災と福祉の連携による個別避難計画作成の促進を実施するとともに、市町職員や福祉専門職対象の防災対応力向上研修に加え、自主防災組織等を対象とする研修の開催を行う。

また、市町研修や意見交換会、ヒアリング等を通じて上記課題について現状確認を行うとともに、課題解決に向けた取組を促す。

○優先度を踏まえた個別避難計画の作成の流れ

避難行動要支援者の範囲の見直し

- ・心身の状態の判断基準から、避難行動要支援者名簿を精査する。

土地のハザードの確認による優先作成地区の策定

- ・浸水想定区域など地域におけるハザードがある地区ごとに避難行動要支援者数を算出し、その人数の多い地区を優先作成地区とする。

地区ごとの個別避難計画作成方法の振り分け

- ・優先作成地区ごとに、地域におけるハザードの状況、対象者の心身の状況、独居等の居住の実態など3つの要素で、市町主導の個別避難計画作成か、本人・地域による個別避難計画作成かの作成方法の振り分けを行う。

調整会議を開催し個別避難計画を作成、防災訓練の実施

- ・個別避難計画作成の推進体制を整備した上で、調整会議を開催し、地区ごとに個別避難計画を作成する。また、作成した個別避難計画に基づく防災訓練を実施し、訓練の検証結果に基づき、必要があれば個別避難計画を修正する。

個別避難計画情報の地域への提供

- ・本人の同意を得た場合又は条例の特別の規定に基づき、避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供する。



防災と福祉が連携し作成した実効性のある個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難支援体制の確立

○個別避難計画の作成

(1) 背 景

平成30年7月豪雨災害の教訓を踏まえ、土砂災害警戒区域や河川氾濫、津波等で浸水が想定される区域のある地区において、令和元年度からモデル事業として県が市町村等による地区防災計画や個別避難計画の作成支援を行っている。

実施にあたっては、県及び県内全市町村で構成する「岡山県地区防災計画等作成推進協議会」を設置し、計画の作成過程やノウハウ等を共有し、計画作成が全県的に広がるよう取り組んでいる。

(2) 課 題

事業開始から3年が経過し、その活用は意欲ある市町村に限られていた。また、国サブワーキンググループの最終報告を受け、個別避難計画の作成が市町村の努力義務化される見通しとなったが、県内市町村の策定状況については、その多くが「一部策定済」「未策定」であり、取組のさらなる促進に向けて、計画作成のための知識や具体的な作成手順の習得が求められていた。

○関係者の取組に対する姿勢等

- ・ **〔担当者〕** 保健福祉部局と調整の上、研修の協力団体を選定し、同協議会アドバイザー、岡山県介護支援専門員協会、岡山県相談支援専門員協会、日本防災士会岡山県支部に直接足を運び、取組の目的や進め方等を丁寧に伝え、研修のサポートを依頼した。また、研修前後には、研修内容の振り返り合わせ、振り返り（反省会）、次回に向けた方向性の確認を繰り返し行った。
- ・ **〔担当者〕** 市町村に対し、個別避難計画作成の取組の現状と今後の見通しに関するアンケート調査を実施し、学習意欲を確認した上で、全研修に防災・福祉部局の職員がともに参加することを条件とした。
- ・ **〔市町村職員〕** 防災と福祉の連携にとまどいを見せる者もいたが、先行自治体の取組意欲等に触れる中で、少しずつ前向きに取り組む者も増え、定期的な研修の実施が自治体の取組を後押しする効果を生んだ。

○取組のポイント

（１）防災担当部局だけでは対応が困難な課題解決に向けた取組支援

共通の課題解決を目指す意欲ある市町村の参加を募り、避難行動要支援者の支援について理解を深める防災と福祉担当者がともに参加する学びの場を提供するとともに、先行事例の情報提供により計画作成手順等の共通理解を図り、意識醸成しながら市町村の実情に応じた体制構築等を支援。

（２）専門家等を活用したノウハウの蓄積

当該分野に造詣の深い専門家等を招聘し、地区防災計画や個別避難計画の作成の取組を推進する「岡山県地区防災計画等作成推進協議会」（県と県内全市町村で構成）に研究部会を設け、市町村職員を対象にした研修という形で、計画作成の具体的な手順の習得やノウハウを蓄積（既存のプラットフォームを活用）。

（３）防災と福祉関係者の取組への関与

個別避難計画の作成に向けては、平時から防災と福祉の担当部局の連携が欠かせないことから、県の両担当部局の参加はもとより、庁外の防災関係から１団体、福祉関係から４団体の協力があり、専門的知見からのアドバイス等をいただいた。

（４）県モデル事業を生かした地域での学びの実践及び部会での情報共有

協議会事業として地区防災計画や個別避難計画の作成に取り組む意欲ある市町村に対し、人的（専門家の派遣）・財政的支援（補助金の交付）を行っており、そのモデル地区を活用し、関係者が一堂に会する地域調整会議を開催するなど、福祉専門職による個別避難計画の作成を実践。

また、国モデル事業のノウハウ共有ミーティングの中で情報提供のあったモデル団体の取組を参考に避難行動要支援者の個別避難計画作成に係る優先度付けを試行的に実施し、その取組結果を研修の中で参加自治体に情報共有。

○課題

- ・市町村の取組に対する温度差
- ・防災部局と福祉部局の連携不足
- ・関係者が一体的に考える機運醸成や環境づくり
 - 取組に対する職員の意識醸成、意見交換の場の設定、相互の業務に対する理解促進、機運醸成が必要
- ・取組の横展開
 - 情報共有する場の設定やマニュアルの整備が必要
- ・福祉専門職の参画
 - 福祉専門職が計画作成に関与できる仕組みの構築（財政支援を含む）、取組の促進に向けた統一方針（基本的な考え方、対象者、報酬単価、業務範囲）
県が実施している防災と福祉の連携を促進するための「防災・福祉対応力向上研修」の受講が任意であるため、受講の動機付けや受講者の確保対策が必要
- ・関係者を巻き込んで地域で広めるための手法の確立
 - 横のつながりを意識した関係者の取組への理解促進が必要

○対応の方向性

- ・協議会をはじめ、さまざまな場を活用した継続した議論や意見交換
- ・人的・財政的支援（県モデル事業の実施）
 - 各地区が計画作成に取り組む際、専門家を派遣し、計画作成の取組を支援
計画作成のノウハウを蓄積するとともにマニュアルを整備
- ・財政的支援（補助金）
 - 市町村に対する個別避難計画の作成の取組に要する経費を支援
- ・防災・福祉対応力研修の実施
 - 庁内関係部局や関係団体と協議し、法定外研修の可能性を探る
- ・個別避難計画作成の中核的な人材の育成
 - 計画を作成するために多岐にわたる関係者間を調整し、共助の取組を機能させる

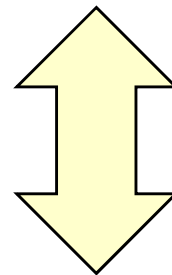
標準的な流れ		内 容	主な関係者						備 考
			当事者	自主 防災組織	地域 住民	民生 委員	福祉 専門職	市町村 職 員	
Step 1	対象地区や当事者の選定	計画作成の優先度付けの整理 対象となる地区や当事者を選定		●		●		●	
Step 2	防災・福祉対応力向上研修の実施	防災や福祉に関する現状や動向を把握するとともに災害リスクを正しく理解し、避難行動要支援者に対する支援や個別避難計画の作成に必要な知識と技術の習得することを目的に実施。防災部門は福祉分野を、福祉部門は防災分野を重点的に学習（たすき掛け）。		●	●	●	●	●	県委託事業 研修 ・福祉関係者向け ・地域関係者向け 意見交換会
Step 3	当事者力アセスメントの実施	当事者への聞き取りや説明を実施 避難時における事前準備も併せて確認	●	●		●	●		
Step 4	地域力アセスメントの実施	地域の災害リスクの把握や地域で利用できる資源等の確認		●	●	●	●	●	
Step 5	個別避難計画の作成	当事者情報（基礎情報）の計画への落とし込み				●	●	●	
Step 6	地域調整会議の開催	民生委員や福祉専門職を中心に関係者で避難支援のタイミングや方法、避難支援の際に配慮すべき事項等を確認	●	●	●	●	●	●	
Step 7	避難訓練の実施及び振り返り	計画内容を検証するため、避難訓練を実施 実施後、振り返りを行い改善点を洗い出し	●	●	●	●	●	●	
Step 8	個別避難計画の見直し	避難訓練等を踏まえ、計画内容を修正 関係者への計画の提供、市町村への提出	●	●	●	●	●	●	
Step 9	補助金申請	市町村に対する個別避難計画の作成経費を支援						●	県補助事業
Step 10	補助金支払い	市町村に対する個別避難計画の作成経費を支援						●	県補助事業

岡山県地区防災計画等作成推進協議会

構成メンバー 岡山県・県内 27 市町村
事務局 岡山県危機管理課

①連携（報告会の開催・意見交換）

②情報共有・事例を横展開



既存（令和元年度～）

学びを实践

新規（令和 3 年度）

<地区防災計画等作成モデル事業>

モデル地区部会

意欲ある市町村のモデル地区において、協議組織となる部会を設け、協議会から派遣された専門家等の助言を受けながら、計画作成に向けた取組を進めている。

<個別避難計画研究部会>

スキルアップ研修（市町村職員対象）

専門家等を招聘し、防災部局だけでは対応が困難な課題について、計画作成の知識や手順等を防災と福祉担当者がともに学びながら、計画作成の促進に向けた仕組みを構築する。



新たな学びや気づきを還元

○岡山県地区防災計画等作成推進協議会 個別避難計画研究部会

〔内容〕市町村職員（防災・福祉）を対象にしたスキルアップ研修（15自治体参加）

開催日時	内 容	参加数
第1回 対面方式 8/2（月） 12:45～16:40	・講義（作成手順の学習） ・グループディスカッション（計画作成に向けた課題への対応策を意見出し）	40人
第2回 Web会議形式 8/25（水） 13:00～16:30	・自治体の取組状況の共有 ・質疑応答 ・グループワーク（計画作成に必要な情報と収集方法）	41人
第3回 対面方式 10/29（金） 12:45～16:40	・自治体の取組状況の共有 ・福祉専門職が関与した計画作成（アセスメントの実施） ※高齢者福祉編 ロールプレイ方式	27人
第4回 対面方式 11/22（月） 13:00～16:50	・自治体の取組状況の共有 ・福祉専門職が関与した計画作成（地域調整会議の開催、個別避難計画及びタイムラインの作成）※高齢者福祉編 ロールプレイ方式	28人
第5回 対面方式 1/6（木） 12:45～16:40	・自治体の取組状況の共有、福祉避難所の運営と受入体制（実態調査を踏まえ議論） ・福祉専門職が関与した計画作成（障害の特性を知る、アセスメントの実施、地域調整会議の開催）※障害福祉編 ロールプレイ方式 ・福祉教材を使った視覚障害等の体験ブースの設置	28人
第6回 Web会議形式 2/1（火） 12:45～16:40	・部会の振り返り、自治体の取組状況の共有（発表後、計画作成の全体方針や福祉専門職が計画作成に関わる仕組みの構築や報酬単価の統一等について議論） ・グループディスカッション（計画作成に向けた課題への対応策を意見出し） ・講師等からのコメント、まとめ	31人

現 状

- 平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨等において、多くの高齢者や障害者の避難が適切に行われなかった状況を踏まえ、避難の実効性の確保に向けた取組が必要
- 避難行動要支援者の個別計画について、今回のモデル事業で行う手法（福祉専門職の参画・避難訓練による検証）により策定している県内市町はない。

これまでの取組

- 令和2年度において、広島県で「避難行動につながる避難所環境等検討会（※）」を設置し、「避難弱者に対する支援」について、防災や行動心理学等の有識者から取組の必要性を聴取した
- （※）平成30年7月豪雨災害における県民の避難行動等を分析し、避難所の環境整備や情報発信、避難行動要支援者に対する避難支援等について今後具体方策を検討
- 避難行動要支援者名簿、個別計画策定状況を調査し、個別計画策定が進まない理由について、市町ヒアリングを実施した

個別計画の策定が進まない主な要因

① 行政内や地域内における関係者間の連携が乏しい

- ◆防災部局と福祉部局の連携がなされていない
 - ・要支援者に対し、平時の福祉施策と災害時の防災施策が分断されている
- ◆地域でのつながりが希薄化している
 - ・要支援者の中には地域との接点が薄く、本人に関する情報の地域での共有が困難
 - ・要支援者本人の心身状況を熟知した介護支援専門員や相談支援専門員等と災害時に直接避難を支援する自主防災組織等の地域住民との接点が乏しい
- ◆地域の中で要支援者の避難を支援する担い手が不足している
 - ・個別計画を策定しようとしても、要支援者の避難を支援する者が少ない

② 避難行動要支援者名簿が精査されていない

- ◆全市町で避難行動要支援者名簿の作成は完了しているが過不足が生じている
 - ・単身や後期高齢者という理由だけで、本来は支援者側にまわるべき元気な高齢者が含まれている
 - ・要介護度や障害者手帳等級に基づく機械的な判断だけで登載され、本人の状況の把握が行われていない

③ 避難行動要支援者名簿や個別計画の取扱いに対する過剰な反応がある

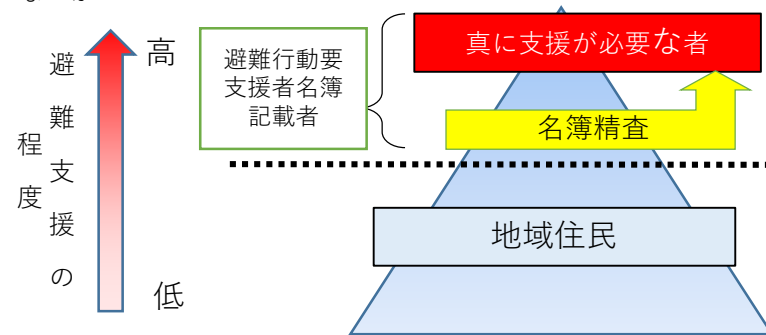
- ◆避難行動要支援者が名簿の提供を拒否する
 - ・病気や障害に関する情報を他者に知られることを嫌い地域住民（民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団）への名簿の提供に同意しないため、提供が進まない
- ◆地域住民が避難支援に消極的である
 - ・個別計画に自身の名前が載ることにより避難支援の責任を負うことに繋がるのではないかと懸念や負担感がある

仮 説

○避難行動要支援者のうち介護保険サービスや障害福祉サービスの利用者について、日頃からケアプラン等の作成を通じて、本人の状況等をよく把握し、信頼関係もある介護支援専門員や相談支援専門員の福祉専門職が積極的に参画し、ケース会議などの場で地域住民と情報を共有することで、住民の負担感が軽減され、より実効性のある個別計画の策定ができるのではないかと

○市町において、名簿を整理し、地域におけるハザードの状況、本人の心身の状況、独居等の居住実態等から、最優先に対応すべき者に絞り込むことで、策定が促進されるのではないかと

○地域の中で避難支援のリーダーとなる人材を養成することで、他の住民を巻き込み、要支援者の確実な避難につながるのではないかと



1年間における取組のポイント

改定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づく市町の個別避難計画の作成を支援するため、**市町職員を対象とした改正災害対策基本法の理念等に関する説明会**や**福祉専門職防災対応力向上研修会**を開催。

実施内容

【庁内連携】

- ・ **地域共生社会推進プロジェクトチーム講演会**（8月開催）（オンライン開催）

講師：同志社大学社会学部教授立木茂雄氏 テーマ：防災と福祉の連携について

対象：庁内防災部局，福祉部局

【全市町対象】

- ・ **市町職員対象の説明会**（6月開催）（オンライン開催）

講師：同志社大学社会学部教授立木茂雄氏 内容：改正災害対策基本法の理念，先進地の取組紹介

- ・ **福祉専門職防災対応力向上研修**（8月6日，8月18日，1月24日）（オンライン開催）

委託先：一般社団法人兵庫県社会福祉士会

- ・ **インクルージョン・マネージャー研修**（2月3日，3月17日）（オンライン開催）

講師：同志社大学社会学部教授立木茂雄氏，同志社大学インクルーシブ防災研究センター特定任用助教授辻岡綾氏

対象：市町防災部局，福祉部局

【個別支援】

- ・ モデル3市，県及び兵庫県社会福祉士会の情報交換会（開催日：7月1日），その他随時打合せ開催

- ・ 関係団体（介護支援専門員協会，障害6団体）への協力依頼等

令和3年度末時点における課題

- 県の庁内連携不足
- モデル市に対して十分な支援不足
- 市町職員の取組への認識不十分

今後の対応

○県の庁内連携不足

⇒話し合いの場における認識共有

・1年間で庁内の連携不足を解決することができなかった点を踏まえ、まずは話し合いの場において、認識の共有を進める。

○モデル市に対して十分な支援不足

⇒支援体制の構築

・令和3年度、県のモデル市(竹原市)に対し、県として十分な支援をすることができなかった点を踏まえ、次年度は年度当初から県の支援体制を整え、個別避難計画作成や地域の調整会議への助言を行うための相談支援・意見交換の機会を設けることとしている。

○市町職員の取組への認識不足

⇒市町担当者の意識向上

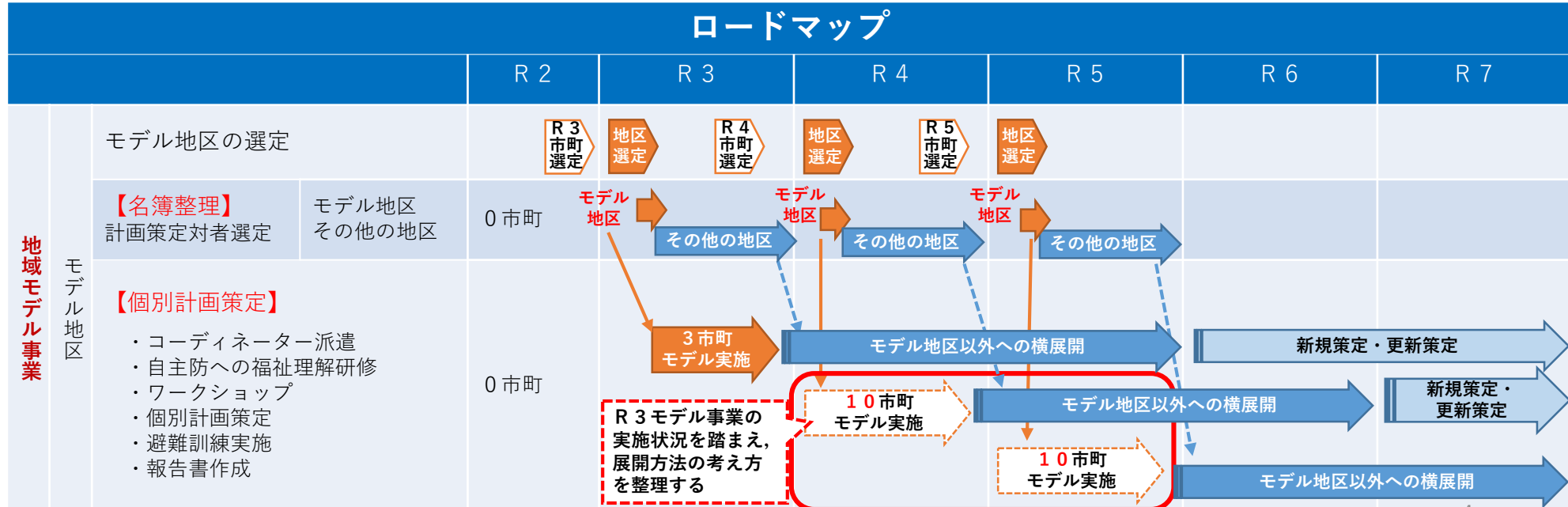
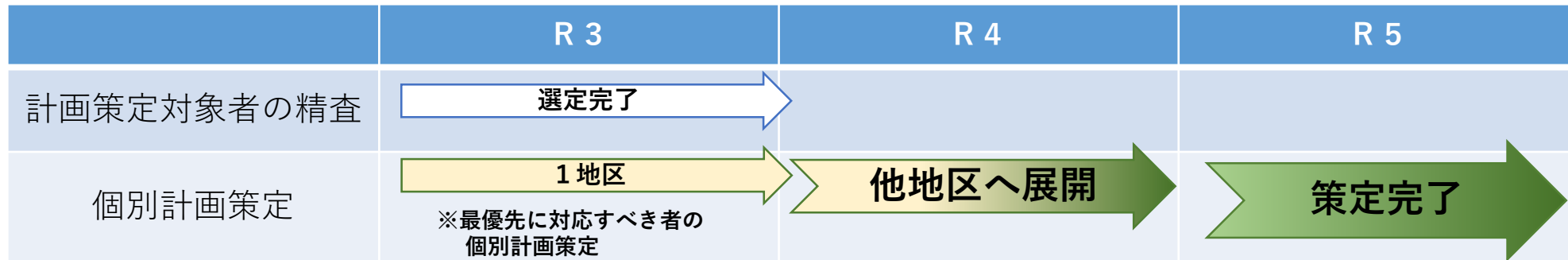
・取組への認識が十分でないことが判明しているため、今後も全県展開に向けて、改めて市町職員に対し、制度改正の趣旨等に関する説明会を開催し、認識を高めていく。

・取組の進め方等について不安を抱いている市町職員が多いため、個別避難計画を作成していくための計画作成手順や方法、ポイント及び実際の事例を交えた標準的なガイドラインを作成し取組を支援する。

【モデル市町での取組イメージ】 < R 3 スタート例 >

個別計画の策定対象者は、1年目で選定を完了

個別計画は、1年目は1地区（概ね小学校区程度）でモデル的に策定に取組み、2年目以降は他地区へ展開し、3年間で策定を完了



1. 過去の災害

南海トラフ巨大地震40年以内の発生確率90%

○昭和南海地震（1946年）

不明者202名、死者（不明）202人、負傷者258人、住家流出413戸、全壊602戸、半壊914戸、床上浸水3,440戸、床下浸水1,057戸、そのほか堤防、橋、道路流出など甚大な被害が発生。（徳島地方気象台HPより）

○平成26年8月洪水（台風11号）

那賀川が氾濫、床上543戸、床下浸水221戸、特別養護老人ホームの1階天井まで水没、などの甚大な被害が発生。特養1階入所者の2階への移動はなんとか出来たが、**早期避難は実施できなかった。**

2. 県（首長）の意思、決意

災害による死者ゼロ！

○ 南海トラフ巨大地震における死者ゼロを目指すことを基本理念に、平成24年に『とくしま0（ゼロ）作戦』地震対策行動計画を策定。『とくしまゼロ作戦課』を設置し推進

○ 「事前復興」の考えを取り入れた『徳島県復興指針』を策定し、「準備する事前復興」「実践する事前復興」として、平時における事前の準備や重要性を示し、取り組んでいる。

『事前復興室』を設置し推進

3. 取組を通じた関係者の変化

○ <福祉専門職> 研修会のアンケートに明らかな変化！

- ・1回目「抱えている利用者が多く（参画が）難しい」「増え続けている事務仕事に負担」
- ・3回目「福祉避難所へのスムーズな受入のために協力したい」「複数の福祉専門職が関わるべき」「各事業所で自力避難困難者を把握する取組が必要」

福祉職から前向きな提案がなされるように

○ <連携体制の構築>

取組により保健所との連携体制が構築され、さらに支援者のネットワークである「難病対策地域協議会」と繋がりが出来た。県内3圏域（6保健所）で開催

4. 個別避難計画を作成して良かった点

○ <本人、避難支援者、福祉避難所職員> 本人が「避難できる」と思うように！

避難訓練実施後、避難や避難生活に不安を感じていた難病患者本人、支援者（介護士）、更に受け入れ先となる施設職員から、**「安心感が高まった」**とのコメントがあった。

先人の教え。繰り返されてきた津波被害。



浅川天神社石碑（安政南海地震（1854）で高さ九メートルの津波があり、その速い事は矢を射るよう。後世の心得のため、これを建てる。とある。



平成26年8月洪水時の那賀町中心部の様子。避難の難しさが浮き彫りに。

災害死者ゼロを目指す取組



事前復興の取組（県立海部病院の高台移転）



県広報での防災意識の普及啓発（2021年12月OUR徳島）

youtubeでも事前復興の動画を配信

宿泊施設の福祉避難所指定推進
R2年5箇所→R3年16箇所

徳島県事業の概要

徳島県災害福祉支援ネットワークを活用し、関係（者）機関への協力要請

【1回目の協議】（8月2日）
＜研修＞
市町村、福祉職、民生委員 等を対象に研修
（個別避難計画の意義、目的）

【各市町村で実際の計画作成】
＜作成＞
実際に個別避難計画作成に取り組み、実践の中で課題の抽出を行う。県においても市町村とは別の視点でモデル的に計画作成に取組。

【2回目の協議】（12月）
県や県内市町村の取組を基に、課題の抽出意見交換。また、要配慮者を受け入れる施設のBCPと個別避難計画のあり方について、大学教授より講演

【3回目の協議】
成果発表会
県、小松島市の成果を横展開

【モデル事業の1年間における取組のポイント】

- 実際に個別避難計画作成に取り組んだ事例を元に、課題を抽出し、効果的な作成プロセスを検討する。
- 個別避難計画作成のプロセス検討の段階から、要支援者本人に関わっていただく。
医療的ケア（人工呼吸器等）の必要な障がい者の方にモデルとなっただき、実際に個別避難計画作成に取り組みながら、当事者目線で課題の抽出を行った。
- 講師について、当初県外からの招聘を検討していたが、次年度以降も継続的に助言いただく必要があると考え、地元徳島大学の環境防災研究センターにご協力をいただくこととした。
- モデル地域である小松島市に、発達障がい者総合支援センターや難病に対応する医療機関等が立地していることもあり、医療的ケアが必要な在宅生活者の避難に重点を置いた。



福祉避難所の下見の様子

【モデル事業の実施を通じて大切であると感じたこと】

- 避難行動要支援者の多くは「できれば避難したくないと思っている」と考えて作成を支援する。
- 個別避難計画作成過程で出てきた課題は「本人の課題ではなく地域の課題」と捉えて対応する。
- 個別避難計画作成に真摯に取り組めば、福祉職の方は協力してくれる。
- 人の輪を広げていけば、避難支援者は見つかると思っていて、諦めない。
- 実効性の高い個別避難計画の作成は、本人、支援者、福祉避難所、行政等、すべての関係者の安心感を高める効果がある。



避難訓練の様子

個別避難計画を作成するには、本人が「避難してもいい」と思える環境が必要。
環境を整えれば、個別避難計画の作成はスムーズに進む。

現時点における課題	現状	対応の方向性
①避難しても福祉避難所が開設されていないことがある。	まず、一般避難所を開設し、その後必要に応じて福祉避難所開設を市町村が施設に依頼としている自治体が多い。 →開設状況が分からないと避難行動が取りにくい。 (体温調整の難しい方などは短時間でも屋外待機などは困難)	・最終的には一般避難所と同時の開設に向けて取り組むが、受入施設の体制等もあるので、まずは直接避難者に対して、開設(受入れ可能な連絡)を伝える手段について、検討していく。 ・休館日のある施設は震度5以上の揺れで自動的に開くキーボックスの設置を検討する。
②電源喪失時のバッテリーの確保や避難先調整の迅速化	停電が主な被害で家屋被害などが少ない場合、避難行動が遅れやむなく在宅避難中に停電となった場合、「避難先決定に時間がかかる」ことがあり、電源確保が必要。	・人工呼吸器利用者等が安心して自宅で待機できるよう、令和4年度事業として医療機関と行政の連携で バッテリーの貸出し事業を実施予定 ・個別避難計画を活用して、人工呼吸器等電源が不可欠な医療機器利用者の停電時の福祉避難所等への避難について検討する。
③避難所に必要な設備や備蓄品が整備されていない。	現状は汎用性が高い物資を備蓄しているが、 ・簡易トイレはあるが、介護用トイレが必要 ・食事はあるが胃瘻用ではない。 ・乳幼児用のミルクや離乳食がない(どの程度準備すべきか分からない。) 等、個別の避難者に対応出来るとは限らない。	・個別避難計画により、各避難所に避難予定の避難行動要支援者を確認し、 避難者に応じた備蓄 を進めていく。 ・令和4年度事業として妊産婦・乳幼児用の福祉避難所整備に利用できる 補助制度を実施予定。
④避難支援者の確保	・近所に <u>知り合い</u> がいない。 ・医療的ケアが必要な方の避難支援は <u>できないと支援者が思い込む。</u> ・避難支援者の被災リスクが増す(津波や避難指示発生後の避難の場合)	・行政や自治会、支援者の知り合いなど人の輪を広げ、避難支援者を探す。 ・避難支援の方法を具体化し、できるだけ シンプルな避難支援の方法 を検討する。 ・前日からの避難や在宅避難により、支援者となれる者の幅(地域や時間的制約)を広げる。 ・津波の場合は「支援に行く」ではなく「一緒に逃げる」

Step1 関係機関との連携

悩むよりも作成に着手

■個別避難計画の作成課程で具体的な課題が出てきたときに相談すると自然に連携が進みます。

× 個別避難計画作成に協力して ○ 福祉避難所に胃療用の食事を備蓄できないか。○ バッテリーの貸出ができないか。

Step2 優先度に基づき対象地区・対象者を選定

迷ったら早期着手

■ハザードマップにより、優先度を決めましょう。

心身の状態は作成過程でも確認が可能です。『迷ったら優先度が高いとして早期着手』すれば、早期に作成すべき方の作成が遅れることもありません。

Step3 福祉や医療関係者等への個別避難計画の意義の説明

理屈っぽくなりすぎない

■説明をするときは、理論だけでなく「ストーリー（事例）」を説明しましょう。

「NHKハートネットTVの視聴」や「要配慮者本人から話をしてもらう」などが効果的です。

また、防災の知識や災害対策基本法の話などは、『県の防災出前講座』を活用できます。

Step4 避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明

「支援者」も同じ「避難者」

■支援者に加え、避難行動要支援者、数年後に避難行動要支援者となるかもしれない人等、地域のすべての方が含まれる集団を対象に説明会を開催しましょう。支援者に支援をお願いするのではなく、『みんなで個別避難計画を作ってみませんか。』『一緒に避難しましょう。』という姿勢が大切です。

Step5 ～Step6 事前の情報収集から個別避難計画の作成へ

本人中心、本人に寄り添う

■モデル事業の成果をもとに県が作成する手引きを参考に、個別避難計画の作成に取り組んでください。

実行可能（実効性の高い）個別避難計画作成における重要なポイントは下記の5つです。

①多くの避難行動要支援者は「できれば自宅でいたい。」と思っています。

避難意識向上

普段の移動方法や生活状況を確認し、普段の生活が一番という前提で、避難方法や避難先を検討します。

②避難支援者は本人の知り合いや近所の人に限らず、人と人とのつながりを頼りに幅広く検討しましょう。

避難者の負担軽減

避難支援者の負担を最小限にすることを意識して本人や家族が準備できることは事前に行っておきましょう。

台風の前日に親族宅へ避難するなど、避難のタイミングを考えるだけでも支援者の負担は軽減されます。

③避難支援を安全に行うため、避難（支援）開始のタイミングを明確に定め、共有しましょう。

支援者の安全

津波の場合は「（海側に）支援に向かう」ではなく「一緒に逃げる」人を探しましょう。

④避難先は福祉避難所に限らず、心身の状態や災害の種類に応じて、幅広く検討しましょう。

避難後生活の向上

直接避難を希望する場合には、事前に本人と支援者が福祉避難所を訪問し、福祉避難所職と協議をしましょう。

⑤避難訓練は必ず実施しましょう。避難訓練ができない場合は、計画に問題があると考え、見直します。

実効性の確認

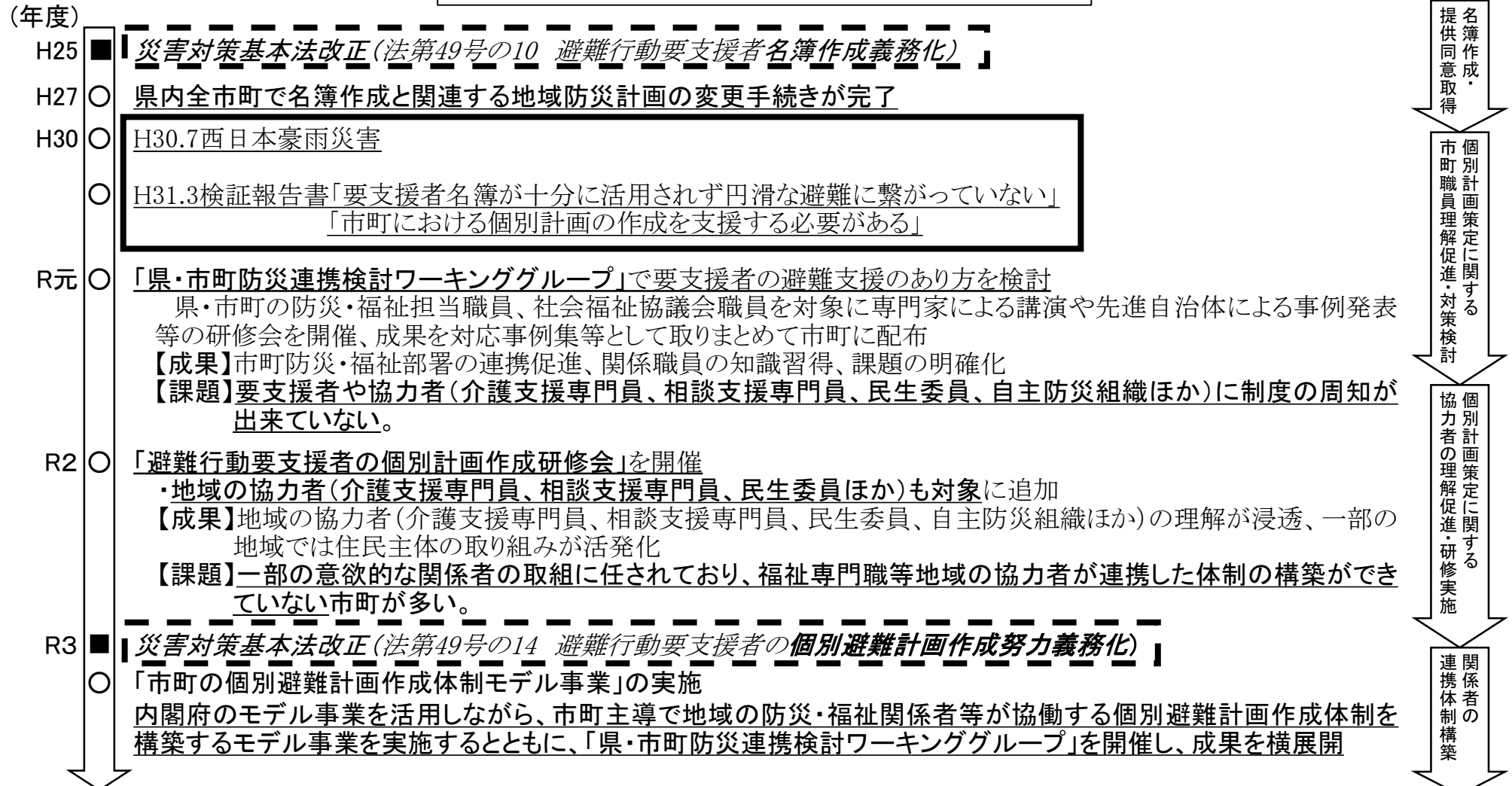
Step7 実効性を確保するための取組を実施

実効性確保のヒントは個別避難計画にある

■ 個別避難計画の作成過程では、様々な防災上の課題（避難経路、避難所や福祉避難所の設備、備蓄品、情報伝達など）が「見える化」されます。個別避難計画を防災施策につなげることで、実効性を高めます。

愛媛県では、平成30年の西日本豪雨を受けて、令和元年度から県・市町の担当職員によるワーキンググループで個別避難計画作成を中心とする要支援者対策の検討を重ねるとともに、福祉専門職を対象に計画作成方法を学ぶ研修会を実施するなどしてきた。その結果、一部の意欲的な関係者により計画作成の取組が進められているが、取組を一部に留めず更に広げるため、市町が主導して関係者の連携体制を構築するモデル事業に取り組んだ。

取組経緯（■・・・国、○・・・愛媛県）



1. 県独自のモデル事業(実施市町:四国中央市、東温市、松山市、西予市、宇和島市、愛南町)

【ねらい】

地域の状況に応じて計画作成の担い手は様々であるため、国のモデル事業を活用しながら県独自の支援も組み合わせて様々なタイプの個別避難計画作成体制モデルを創出し、各市町が自らに適合する手法を選択して活用できるモデルを示す。

【取組の重点】

- 県担当者が市町のモデル事業の現場に赴くことで、市町が抱える問題や地域の関係者の考えを直接把握し、施策に活かした。
- 特定の方法を市町に押し付けず、現場の実態を把握し課題と好事例を収集することから始め、様々な手法があり得ることを示した。

2. 県・市町連携ワーキンググループ

【ねらい】

県、市町の防災・福祉担当者によるワーキンググループを設置し、県が各市町の避難行動要支援者施策の状況や課題等を積極的に情報収集し、ワーキンググループで共有して一緒に検討する。市町担当者が他市町の取組を聞き、質問できる場を提供することで、市町の効率的な情報収集と施策展開をサポートする。

【取組の重点】

- 県の防災関係課と福祉関係課の両方の担当者が参加し、それぞれが関係する市町の担当課に働きかけることで、市町の中でも防災・福祉関係課が連携しやすい状況を作り出すことができた。
- 各担当課が通常の事務の中では把握できない他課の情報を知る機会が得られ、施策の横断的な推進に役立てられた。

3. 県民への普及啓発

【ねらい】

本人・家族の自助意識と一般住民の理解の向上を図るとともに、防災・福祉関係者の協力を呼びかける。

- ①リーフレットの作成(一般向け、関係者向け)
- ②広報誌等でモデル事業の住民主体の活動を積極的に紹介

①



本人・家族・一般住民向けリーフレット

②



県政広報誌で愛南町福浦地区の取組を紹介

各市町やモデル事業の現場から挙げられている課題

<要支援者本人及び家族の理解>

○要支援者だから全て周囲が支援してくれるべきという態度を取られることがあるが、本人や家族も日頃から近所付き合いをしておく、避難に備えて持ち物を日頃から準備しておく、といった自助努力が必要なことについて理解を進める必要がある。

⇒県・市町が連携して啓発を行う。特に福祉専門職から本人・家族への働きかけを依頼していく。

<名簿及び計画を管理するシステムの導入>

○避難行動要支援者の状況は日々変化しており、紙ベースやExcel、Accessでの名簿及び計画の管理では転出入等の戸籍情報や、要介護度、障がい者手帳等の情報を最新の状態に保ち、集計して全体の状況を把握することが難しいが、個別避難計画は紙で作られるためシステム化の方法も簡単ではない。

⇒ワーキンググループによる情報共有、国施策の情報提供により各市町の検討を支援していく。

<コミュニティの結びつきが弱い地域での進め方>

○地域コミュニティが希薄な場合、避難支援等実施者を見つけることや、要支援者の情報を地域に共有することが困難である。

○自治会に加入していない要支援者は接触するところから難しい。

⇒要支援者対策の枠組みを超える課題として、共助の意識啓発を進める。あわせてコミュニティ施策一般との連携なども模索していく。

＜基本的な流れ＞

計画作成の中心となる担い手や進め方は様々であるが、市町が関係者、協力者に参画を依頼し、協議、情報共有、訓練の機会を設定することで、共働の流れを作ることができる。

①連携の中心になる関係者に協力を依頼する



②地域の協力者を含めた協議の場を作る



③計画の作成(要支援者への働きかけ、文書送付等)



④情報共有の場を作る



⑤計画を使った訓練を実施する



＜各地の取組概要＞

県が防災・福祉関係者向けリーフレットを作成し、計画作成の進め方は様々な方法があり得るが、連携が不可欠であることを訴えている。

四国中央市

～介護支援専門員による
「災害時リスク・アセスメントシート」の作成～

介護支援専門員地域リーダーたちが考案した要支援者の情報支援ツール「災害時リスク・アセスメントシート」を活用し、市内の事業所に所属する介護支援専門員の協力を得ながら、市が個別避難計画を作成する取組みを進めています。



介護支援専門員の研修で
アセスメントシートの報告

東温市

～福祉専門職の情報と
地域主体の訓練で共助の体制づくり～

市と市社会福祉協議会を中心に福祉専門職から情報提供を受ける仕組みを作るとともに、土砂災害等の危険性がある下林地区をモデルに地域主体で個別避難計画の作成と避難支援訓練を行い、計画の実効性を検証し住民同士の関係強化に繋げる取組みを進めています。



訓練で実効性の検証と
住民同士の関係強化

松山市

～地域関係者・福祉専門職・
行政職員による情報共有～

西日本豪雨災害で被災した高浜地区で、地域関係者(自主防災組織、民生委員等)、福祉専門職(介護支援専門員、相談支援専門員等)、行政職員(防災、福祉の担当課)がお互いの持つ情報を共有しながら個別避難計画の作成を進めています。



福祉専門職を講師に
障がい者への理解を深める勉強会

西予市

～地域主体で考える
個別避難計画と避難訓練～

モデル地区4か所で、自主防災組織を主体に、民生委員や消防団、地域づくり組織が協力し、個別避難計画の作成と避難訓練を行いました。行政と地域が協働しながら、地域自らが効果や課題を話し合うことで、防災意識の向上と個別避難計画の作成を進めています。



地域を担う多彩な関係者が協働

宇和島市

～防災士連絡会が
個別避難計画の作成を受託～

宇和島市防災士連絡会が市から委託を受け、組織全体で個別避難計画の作成に取り組んでいます。地域の防災講座等で住民の理解促進を図るとともに、会員の防災士が民生委員と連携・協力しながら個別避難計画の作成を進めています。



市防災士連絡会総会で
取組状況を共有

愛南町

～地域住民の勉強会で
自助・共助の避難意識向上～

津波の被害が想定される福浦地区で、自主防災会と民生委員が中心となり、個別避難計画の作成に取り組んでいます。地域住民参加の災害図上訓練を行い、地区の現状や住民目線の要支援者情報を共有し、それぞれが出来ることを考え、防災意識の向上に努めています。



災害図上訓練で
住民同士の情報共有

【平成27年度】

- 個別避難計画作成や、計画を活用した避難訓練の実施等に係る費用を支援する補助制度を制定

【令和元年度】

- 第4期高知県南海トラフ地震対策行動計画（令和元年度～令和3年度）において、「要配慮者対策の加速化」を重点課題とし、その中心的な取組として個別避難計画作成を位置付け
- 県地域福祉政策課内に災害時要配慮者支援室（4名）を設置
- 5つの圏域に設置された南海トラフ地震対策推進地域本部と福祉保健所が中心となり、沿岸5市で県モデル事業実施
- ケアマネジャー定例会等で福祉専門職の参画の必要性を説明（令和2年度以降も継続）

【令和2年度】

- 県モデル事業を沿岸19市町村に拡大
- 沿岸の各市町村において防災部局と福祉部局が連携したWGを設置

【令和3年度】

- 介護支援専門員連絡協議会等と、福祉専門職参画の対価として支払う金額の目安について協議
- 福祉専門職参画に要する資料（事業所説明資料や作成マニュアル等）の案を作成し、市町村に参画を働きかけ
- 内閣府モデル事業を活用し、意識醸成、ノウハウ共有を目的とした研修会等を開催
- 県ガイドラインを改定し、福祉専門職参画が計画作成に効果的であるなど、県として促進する取組の方向性を明記

【令和4年度～（予定）】

- 第5期高知県南海トラフ地震対策行動計画（令和4年度～令和6年度）において、「要配慮者対策の着実な推進」を重点課題に位置付け、第4期と同様に個別避難計画作成を中心として課題解決に取り組む
- また、上記第5期計画において、「優先度の高い県内沿岸部（L2津波浸水想定区域内）で同意取得者の個別避難計画作成率80%」を令和6年度までの目標として設定

【モデル事業の1年間における取組のポイント】

- ・福祉専門職の参画が効率的かつ効果的と認識
- ・参画促進のためには、福祉専門職の過度な負担とならない作成手順が必要
- ・連携に積極的な市町村で連携を進め、ノウハウを蓄積し、他市町村に横展開

➡地域住民や福祉専門職、市町村職員を対象とした講演会等により関係者の意識醸成を図り、取組の下地づくりを推進

【モデル事業として行った取組】

1. 住民の意識の底上げ（講演会）

目的：安全な避難には個別避難計画の作成が効果的であることを認識していただき、取組への理解を深める
対象者：高齢者や障害者等の当事者及びその家族、自主防災組織や民生委員等の地域住民 等（計93名参加）
内容：東京大学 片田特任教授 「災害犠牲者ゼロの地域づくり」 ※ビデオ出演

2. 特性の理解（研修会）

目的：避難行動要支援者の特性や計画作成時の注意点を知り、計画作成に関わる心のハードルを下げる
対象者：自主防災組織や民生委員・児童委員、町内会等の地域住民（計22名参加）
内容：（講演）高知県障害者（児）福祉連合会 武田会長 「災害時要配慮者の特性について」
（体験会）高齢者→見えづらさ・聞こえづらさ・動きづらさ ※両体験とも支援者役・要支援者役を体験
車椅子→引っ張り器具の有無による悪路走行の違い

3. 地域の取組を促す人材の育成（作成促進の基盤づくり）

目的：作成関係者に対する意識啓発やノウハウを共有する研修会を開催
対象者：市町村担当職員（計62名参加）
➤内 容：（個別避難計画作成の取組事例）岡山県岡山市危機管理室
（福祉専門職との連携事例） 高知県四万十町、黒潮町



【課題】

- 福祉専門職の協力を得るためには、参画経費に対する財政支援や福祉専門職が属する事業所への働きかけが必要
- 市町村が円滑に福祉専門職に参画を依頼するためには、職能団体として協力意向の提示が必要

【今後の対応の方向性】

- 県補助金により引き続き、参画経費を支援（予定）
 - R4年度 補助対象(案) <補助率はすべて1/2>】 ※本資料作成時点案**
 - ① 福祉専門職等に同意取得を依頼する経費
 - ② 福祉専門職等に計画作成（改定含む）を依頼する経費
 - ③ 福祉専門職に避難行動要支援者が参加する訓練への同行、助言を依頼する経費
 - ④ 計画作成・更新時や訓練実施時に必要性が認められた、避難支援のための資機材の購入費（車椅子、担架等）
- 市町村の意向を踏まえつつ、県が事業所へ福祉専門職参画の必要性を説明（予定）
- 県域の職能団体と覚書等を締結（予定）

市町村における取組（R 4～）

県の取組

市町村の取組を全面的に支援

◆ 県ガイドラインを改定し、県として促進する取組の方向性を明記

◆ 福祉専門職参画の促進

- ・ 県域関係団体やケアマネジャー定例会等で取組を説明し、参画の下地づくり
- ・ 市町村に福祉専門職参画の有効性を啓発しつつ、具体的な手法や資料を提示

◆ 県補助金により支援

【R 4 年度補助対象（案）】

- ① 福祉専門職等に同意取得を依頼する経費
- ② 福祉専門職等に計画作成（改定含む）を依頼する経費
- ③ 福祉専門職に避難行動要支援者が参加する訓練への同行、助言を依頼する経費
- ④ 計画作成・更新時や訓練実施時に必要性が認められた、避難支援のための資機材の購入費（車椅子、担架等）

避難行動要支援者名簿の精査

〔例〕 同居家族等の支援により避難が可能な者の除外、掲載理由が年齢要件のみの者の除外

優先度を踏まえた個別避難計画の作成

〔優先内容〕



居住地の災害リスク

- ・ 津波
- ・ 土砂崩れ
- ・ 洪水



心身の状況による避難困難度

- ・ 移動能力
- ・ 避難の判断能力
- ・ 情報取得の能力

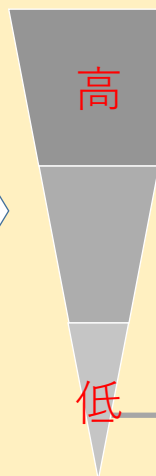


独居・社会的孤立の可能性

- ・ 世帯に複数の要支援者
- ・ 家族の避難能力が弱い

考慮

〔優先度〕



〔優先度に応じた作成推進〕

【公助】

市町村が主体となって計画を作成

専門的な支援等が必要で地域では対応が難しい要支援者

【自助・共助】

本人・地域記入による計画の作成

福祉専門職等による支援

連携

自主防災組織、民生委員等の協力

要件別	要介護認定	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害	高齢者世帯	その他
高	5	1 級	A 1	1 級		難病等患者
⇕	↓	2 級	A 2		単身	
低					高齢者のみ	

個別避難計画に基づく避難訓練の実施

個別避難計画の更新

取組の経過

長崎県は、台風や大雨による自然災害には見舞われているが、近年、長崎大水害（昭和57年）、雲仙岳噴火（平成3年）のような大規模災害に見舞われていないことから、災害に対する意識が比較的低く、災害への取組が遅れている。

このような状況から少しでも防災に対する意識を高め、個別避難計画作成を推進するため、モデル事業を活用することとした。



これまでの取組

○市町における個別避難計画作成の進捗状況等の現況調査を実施し、年に複数回「避難行動要支援者担当課長等会議」を開催し、各市町の進捗状況の確認、対策を実施するにあたっての諸課題の把握や情報交換等を行っている。

R2年度

- ・「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結。
⇒災害発生時にホテル等の宿泊施設を要配慮者等の避難所として利用する必要がある場合は、長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合に対し、有償での宿泊施設提供について協力を要請できる。
- ・母子避難所について、児童養護施設所在市町と協議を行い、県内初の母子避難所及び児童養護施設の福祉避難所として指定。

R3年度

- ・医療依存度の高い療養者・児が、安心・安全に避難するための実効性のある個別避難計画作成のため、県立保健所の意見を踏まえて災害時個別避難計画の項目例を作成し、市町へ周知した。

個別避難計画策定の取組促進

○市町の取組を支援

・避難行動要支援者担当課長等会議

対 象：市町の防災、福祉部局の課長、担当者

目 的：各市町の進捗状況の確認、対策を実施するにあたっての諸課題の把握や情報交換等

1回目：6月9日

2回目：3月14日（鍵屋教授による講演会）

・市町担当者向けの実務研修【（一財）消防防災科学センター事業】

①福祉避難所設置運営実務研修

対 象：市町の防災、福祉部局担当者、社協・福祉施設職員

目 的：講義、ワークショップを通じて福祉避難所の知識を習得し、福祉避難所のマニュアルを作成する。

開催日：1回目 9月15日（リモート形式）

2回目 1月11日（集合形式）

②要配慮者・避難行動要支援者実務研修

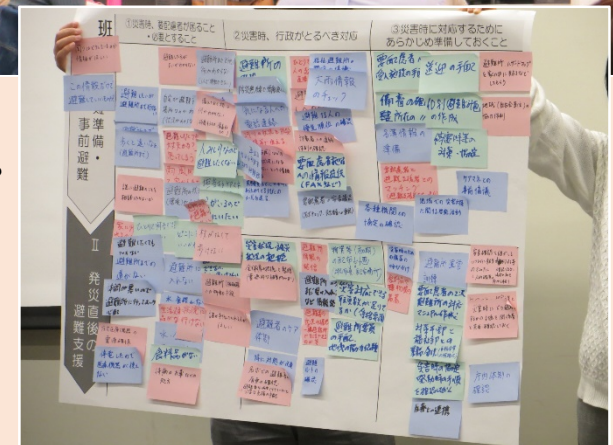
対 象：市町の防災、福祉部局担当者

目 的：講義、ワークショップを通じて要支援者対策の進め方や災害時の対応などを学び、今後の対策等に生かす。

開催日：11月16日（集合形式）

・特別支援学校の福祉避難所指定に向けた市町への働きかけ（随時）

・他県の先進自治体の取組紹介（随時）



■長崎県内の個別避難計画策定状況（令和3年10月1日現在）

策定状況	市町数	割合
全部策定	1	4.76%
一部策定	13	61.91%
策定着手	7	33.33%

避難行動要支援者数	62,291人	割合
名簿情報提供済要支援者数	28,233人	45.3%
個別計画作成済人数	10,441人	16.7%

計画策定が進まない理由として、

- ・コロナ禍の影響で同意取得に時間を要している
- ・支援者確保が困難
- ・関係各課、民生委員ほか連携調整に時間を要している
- ・マンパワー不足

などがあげられている。



◎県が市町取組を促進するために

- ・モデル事業実施団体のノウハウの横展開
- ・これまでも個別ヒアリングや各種研修、先進地の取り組み事例の紹介など行っているが、市町の取り組みにばらつきがあるため、一律の対応だけではなく、個別ヒアリングの実施などを行いながら、市町が抱える課題について支援していく。

実効性のある個別避難計画の作成に向けて

避難行動要支援者やその家族、避難支援者、ケアマネージャーなどの福祉専門職、民生委員、自主防衛組織などの協力を得ながら作成

○優先度の設定（施設入所者や長期入院者は対象外）

○要支援者の基本情報

氏名、生年月日、住所、連絡先、緊急連絡先、
家族状況、主な疾患やかかりつけ医、携行医薬品、
避難時に支援が必要な内容 など

○避難支援者の情報

氏名、住所、連絡先 など

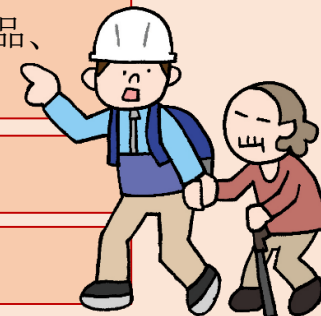
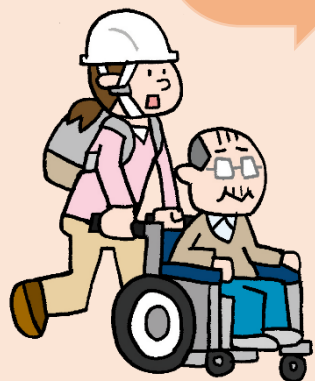
○避難場所、避難経路

避難経路等を記した地図 など

作成した計画は要支援者やその家族、避難支援者、行政、民生委員、福祉専門職、自主防衛組織等と共有し、避難訓練を実施

- ・ 定期的な進捗状況の把握、避難行動要支援者担当課長等会議での課題共有
- ・ 計画作成を担う中核的人材の育成、福祉専門職の参画促進
- ・ 市町が抱える課題解決に向けた個別ヒアリングの実施 等

随時、計画の見直し・更新を実施



県内市町村の現況

○地区が中心となって作成を進めている自治体

- ・「地域福祉計画」に基づき取組を進めている。
 - ・管内の各地区で話し合いをしてもらい、地区毎に「支援団体※」を設置（平成27年度から）。
 - ・支援団体に、名簿情報の入った「個別避難計画様式」を提供。
 - ・支援団体が名簿登載者を訪問し、計画を作成。現在、3割程度作成済み。
- ※「支援団体」…主に、自治会、民生委員、地域包括支援センターで構成されている。

〔担当談〕地区によって差があること、実効性の確認が課題。重要性を広めたい。

○地域コミュニティによる支援体制が機能している自治体（計画未作成）

- ・強固なコミュニティの下、住民の頭の中に「要配慮者マップ」があり、消防団や近所が声かけや避難支援を実施。
- ・年1回、全地区住民参加の避難訓練時に、要配慮者を確認。

〔担当談〕要支援者が増えていく。計画は、サポート体制を行政が管理するためにも必要と感じている。

○班体制を組み、避難支援も含めて訓練を実施している自治体（計画未作成）

- ・津波浸水想定区域にある地区において、班体制を組み、夜間の避難訓練を実施済み。
- ・避難行動要支援者毎に、消防団が中心となって避難支援者を決め、地区内で共有済み。

〔担当談〕様々なケースを想定し、検討と訓練を重ねていく。

【アピールポイント】 個別避難計画と地区防災計画の連動を図る。

【大事と感じたこと】

その1 「我が事」として捉える

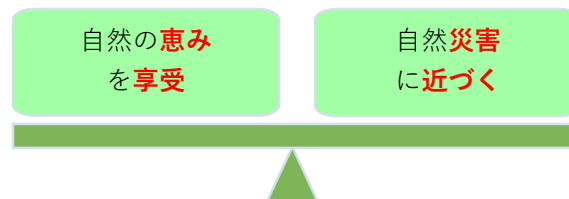
皆、年を取り、要配慮者となる。

世代を超えて、将来にわたり安心して暮らせる地域づくりを今やる。



その2 計画作成は、「そこに住もう作法」

自然の「恵みの享受」と「災害」は隣り合わせ
自然と共存するために、防災を身に付ける。



その3 計画作成でやろうとしていることは、日常の延長線上にある。

行政・自治会（地域）・福祉専門職などが「いつもやっていること + α」
それぞれの強みが生かせる。

【これまでの取組】

- 1 「地区防災計画・個別避難計画作成支援研修会」「延岡市モデル事業中間発表・成果発表」
（10/5、12/17、2/4）を同時開催
- 2 「防災士スキルアップ研修会」で、地区防災計画・要支援者への支援について講話（12/12、3/27）
- 3 「在宅医療・介護、多職種連携協働に関する研修会」（ケアマネ協会主催）の中で個別避難計画について講話（2/21）
- 4 市町村間の意見交換会を開催（2/15）

【課題】

- 1 **地域の機運**が高まっていないと、作成の意義が伝わりにくい。
要支援者⇒「一度も被災したことがないのに、計画作って何が変わるんですか？」
避難支援者⇒見つからない。他人事
- 2 「地区防災計画・個別避難計画」 **制度の認知度**が低い。
要支援者、地域ともに、そもそも制度を知らない。



【対応の方向性】

1 **地区防災計画制度の考え方**の普及・啓発

個別避難計画の円滑な作成には、要支援者も含めて地域の積極的な参画が重要である感じた。積極的な参画のためには、防災に対する地域の機運を高めておく必要があり、高めるツールとして、地域の皆で作る地区防災計画の考え方は、大変意義がある。

- ・HP、パンフレット
- ・研修会等を通して自治会、防災リーダー等へ制度の案内

2 **市町村間の意見交換会**の実施



令和3年度に少人数の意見交換会を開催したところ、またやって欲しいとの要望があった。「自治体規模」「流域単位」「津波浸水想定のある自治体」によるグループ分けや「ガイドラインステップ毎」をテーマとするなど、様々なパターンで意見交換会の実施を検討中。

1 庁内（防災・福祉・地域づくりの関係課）で意見交換の場の設定 ⇒ WG立ち上げ

- ・個別避難計画の趣旨を確認
- ・現状の情報共有（避難行動要支援者数や要件等）
- ・自治会や自主防災組織の活動状況
- ・管内のハザードの状況

計画作成を円滑に進める方法について意見交換

WGの立ち上げ

名簿の見直し
(優先度の検討)

2 地域（自治会・自主防災組織）へ「地区防災計画制度の考え方」「個別避難計画（地区防災計画の要支援者版）の意義」を説明

地区防災計画
作成の推進

- ・防災に対する地域の機運を高める

3 民生委員、福祉専門職への説明会を開催

- ・計画作成への協力依頼（全ての要支援者の避難支援者になるものではない旨の説明が必要）

4 避難行動要支援者との面談（当事者・行政・民生委員・福祉専門職）

- ・個人（家族）対応で避難できるか判断

できる

個人でつくる個別避難計画作成

できない

5 地域調整会議の開催（当事者・行政・民生委員・福祉専門職・消防団・自治会等）

地域でつくる個別避難計画作成

地域でつくる個別避難計画作成

6 地区の避難訓練を開催

取り組むきっかけ

当県においては、平成24年時に災害時要援護者避難支援計画（全体計画）の策定率が全国と比較して、極めて低かった。

全国：87.5% 沖縄県：46.3% （H25.4時点）

これまでの取組

アドバイザー派遣事業（H25年度～）

災害福祉支援に関し、専門的な知識を有する「災害福祉支援アドバイザー」の市町村への派遣等により、「避難行動要支援者名簿」の作成や要支援者一人ひとりについて、避難経路や避難先などを記載した「個別避難計画」の作成を促進する。

- | | | | | | |
|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| ・平成26年度 | 3 市町村 | ・平成27年度 | 4 市町村 | ・平成28年度 | 2 市町村 |
| ・平成29年度 | 4 市町村 | ・平成30年度 | 4 市町村 | ・令和元年度 | 5 市町村 |
| ・令和2年度 | 4 市町村 | ・令和3年度 | 7 市町村 | | |

※ 平成25年度は、意見交換会や研修会、シンポジウムを開催し現状把握を行った。

県内の状況（R3.10現在）

- | | |
|--------------------|---------------|
| ・避難行動要支援者名簿 | 41市町村（100.0%） |
| ・個別避難計画（一部作成済みを含む） | 15市町村（36.6%） |

高齢化が加速し、日本各地で地震や豪雨などの災害が頻発しており、台風の常襲地帯である沖縄県においても、災害時における要配慮者の対応が急務となっている。

沖縄県災害時要配慮者支援事業アドバイザー業務委託事業（令和3年度）

業務概要

本県の防災力の強化に資することを目的に、市町村が、地震や津波などの災害発生に備え、災害対策基本法の規定に基づき作成（更新）すべき「避難行動要支援者名簿」や各避難行動要支援者に合わせて具体的な避難方法などを定める「個別避難計画」の作成、「福祉避難所」の設置促進等を図るため、専門的・技術的な支援を行う。

スケジュール

- 令和3年5月28日 アドバイザー支援受入市町村の募集
 ～6月18日 （令和3年度アドバイザー派遣モデル市町村 7市町村）
- 9月 委託業者決定
- 9月～令和4年3月 アドバイザー派遣モデル市町村へアドバイザー派遣
 その他管内市町村に対する電話相談(E-mail含む)支援
- 12月17日 **避難行動要支援者個別計画に関するセミナー（内閣府モデル事業）**
- 令和4年2月16日 福祉避難所に関するセミナーの開催

個別避難計画作成モデル事業

沖縄県災害時要配慮者支援事業アドバイザー業務委託事業と併せて執行。災害福祉支援に関し、専門的な知識を有するアドバイザーによる市町村、市町村社協職員を対象とした講習会を実施する。アドバイザー業務により、モデル市町村の状況も踏まえ、県外先進地域の取組事例等の紹介等、個別避難計画作成に向けた講習会を開催することにより、管内市町村の取組を推進する。

取組ポイント

既存事業と組み合わせて、個別避難計画に関するセミナーを開催

○ 県内モデル市町村へアドバイザーを派遣（県単独事業）

- ・ 個別避難計画の策定支援
- ・ 福祉避難所の設置に関する支援
- ・ その他災害時要配慮者に関する支援

令和 3 年度 7 市町村へ派遣

○ 個別避難計画策定に関するセミナーの開催（内閣府モデル事業）

【内容】

「避難行動要支援者対策」の事業を経験した事例と、近年の被災地での事例を元に、各地の市町村や社会福祉協議会の取組事例等をもとに、支援者確保の課題や、地域共助体制の事例等を紹介

- ※ 講師は、県内の実態を把握している上記アドバイザーに依頼。
県内の状況等を踏まえたうえで、参考となる先進自治体の取組状況等を紹介

沖縄県 (災害時要配慮者支援事業アドバイザー派遣事業)

(アドバイザー派遣事業)

委託業者
(災害福祉支援)

【委託業務】

- ①モデル市町村への技術的支援
- ②管内市町村等を対象とした講演会の開催
- ③管内市町村等に対する電話相談等

① 専門アドバイザー派遣

- 個別避難計画の策定支援
- 福祉避難所の設置に関する支援
- その他災害時要配慮者に関する支援

市町村（民生主管部等）

A市 B市 C市
D市 E市
F町 G町

個別避難計画モデル事業

福祉避難所に関するセミナー

【参加者】

- ・市町村福祉担当職員
- ・市町村防災担当職員
- ・福祉避難所等支援関係者

【内容】

福祉避難所の整備や協定を進めるうえで必要な確認事項、災害時の開設・運営のための人材・資機材の調達などについて各地の事例も含めて紹介

② 管内市町村担当者等を対象としたセミナーの開催

個別避難計画策定に関するセミナー

【参加者】

- ・市町村福祉担当職員
- ・市町村防災担当職員
- ・社会福祉協議会等要配慮者支援関係者

【内容】

数多くの「避難行動要支援者対策」の事業を経験した事例と、近年の被災地での事例を元に、各地の市町村や社会福祉協議会の取組事例等をもとに、支援者確保の課題や、地域共助体制の事例等を紹介

課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、当該取組に遅れが生じている。
- 県内市町村においては、「個別避難計画」作成にあたって、支援者をどのように確保したらよいかわからないといった意見が多い。
- 避難行動要支援者からの同意が得られない。
- マンパワー不足。特に小規模離島においては、社会的資源も少ない。
- 福祉避難所の整備（要配慮者が安心して避難できる福祉避難所が少ない。）
- 近年、県内において大規模災害等がなく、市町村の取組状況に濃淡がある。

今後の対応の方向性

- アドバイザー派遣事業の実施（既存事業）
- 各市町村ヒアリングの実施（課題、取組状況等の調査）

個別避難計画の作成に当たっては、福祉部局と防災部局との連携が必要

福祉関係部局

- 避難行動要支援者名簿の更新時に
個別避難計画作成対象者の絞り込み
- 対象者の避難候補先の選別
- 名簿登録者への戸別訪問
(市町村職員、社協、CSW等)
 - ・避難先の説明（福祉避難所等）
 - ・避難先への避難方法の確認。

※ 避難先を説明することによって、本人及び
ご家族において、避難方法等明確な課題が
わかることにより、個別避難計画の必要性を
感じる事となる。

福祉・防災部局

- 安心して避難できる福祉避難所の確保
及び一般避難所における福祉避難スペース
の確保
- 地域における避難訓練
- DWATおきなわの拡充
チーム員 118名（R4.2現在）